

国立公文書館
National Archives of Japan

變記念章令中改正、件
右樞密院、御諮詢ヲ經テ御下付ニ付
同院上奏、通裁可ヲ奏、請セラレ然ル
シト認ム

上諭案

朕樞密顧問、諮詢ヲ經テ大東亞戰
爭從軍記章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

公布セシム

御名 御璽

年 月 日

(樞密院上奏、通一)

内閣總理大臣

朕樞密顧問、諮詢ヲ經ニ支那事變從
軍記章令及支那事變記念章令中
改正、件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣

(樞密院上奏ノ通)

一大東亞戰爭從軍記章令

一支那事變從軍記章令及支那事變記念章

令中改正一件

臣等右二件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月十四日ヲ
以テ審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ乃キ謹テ上

奏シ更ニ

聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十九年六月十四日

樞密院議長臣

原嘉道

勅令第〇一〇二號

大東亞戰爭從軍記章令

第一條 大東亞戰爭記念ノ表章トシテ特ニ從軍記章ヲ設ク

第二條 從軍記章ノ圖式左ノ如シ

章 圖形徑三釐トシ表面ニ菊御紋、太刀、光線及櫻花ノ圖
子露出シ裏面ニ盾ノ圖子露出シ大東亞戰爭ノ五字ヲ識ス

偽取 繕トシ表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識ス

綱 錶トシ表面ニ曲玉、管玉及丸玉ノ圖ヲ露出ス

綬 織地幅三釐六毫トシ中央褐色、其ノ左右内側ヨリ各繪黃
色、納戸色、淡綠及赤トス

從軍記章ハシテ周ヒテ左助ニ領ブ

第三條 従軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 戰地ニ在リテ軍務ニ從事シ久ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受

ケテ戰地ニ往復シタル陸海軍軍人軍属及文官

一 戰地ニ臨マザルモ動員部隊若ハ戰爭ノ爲臨時編成シタル部隊

二 編入セラレ久ハ戰爭ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍

屬

三 戰爭ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ

乗組船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ戰爭ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シ

タル者

前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ其ノ業務ノ種類及功績ノ程度ニ

依リ從軍記章ヲ授與セザルコトアルベシ

第四條 戰爭ニ關スル軍務ヲ幫助シ特ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ

從軍シタル者ニハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 罷調以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但

シ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一

年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與

・スルコトアルベシ

第六條 罷戒ノ競判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ

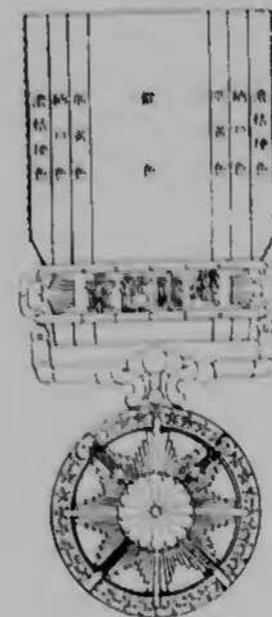
從軍記録ヲシテ御カズ復シ此ノ時款ニ添リ之ヲ受典スルコトアルベ

第七條 前二條ノ規定ハ適用、但官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ規定ニ該當スル者ニ付テヘ之ヲ適用ケズ

第八條 従軍記録ヲシテ御カズアルベキ者ニ對シテヘ其ノ受典前死亡シタルトキト御平仍之ヲ移入ス

第九條 従軍記録ハ本人ニ限り終身之ヲ保用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス

大東亞戰爭從軍記録ノ圖



裏面

表

勅令第47号

第一條 支那事變從軍記章令中左ノ通改正ス

第三條第一項中「之ヲ授與ス」ノ下ニ「但シ昭和十五年四月二十九日以後左ノ各號ノニ該當スルニ至リタル者ニシテ大東亞戰爭從軍記章ヲ授與セラルルモノニハ之ヲ授與セズ」ヲ加フ

第二條 支那事變記念章令中左ノ通改正ス

第三條 但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ左ノ各號ノニ該當スル者ニハ之ヲ授與セズ

一 支那事變從軍記章ヲ授與セラルル者

二 昭和十五年四月二十九日以後支那事變遂行ニ該シ奉リノ貢

野子爲ノニ袋カタノニシテ大東亞戰爭大綱記章チ云々セテ

ルルモノ

御覽濟内閣へ御下付

昭和十九年五月十八日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

大東亞大臣

農商大臣

通商大臣

内務大臣

司法大臣

大藏大臣

文部大臣

厚生大臣

陸軍大臣

運輸通信大臣

陸軍國務大臣

大東亞戰爭從軍記章令及支那事變從軍記
章令及支那事變紀念章令中改正ノ件

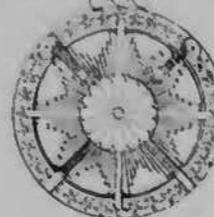
起案上申ス依テ別紙ノ通閣議決定セラシ可然ト認ム

追テ本件ハ樞密院官制第六條第十號ノ勅令ナルヲ以テ樞密院ニ御諮詢相成可然ト認ム

別紙、通
勅令案

大文庫圖解從軍記章ノ圖

表前

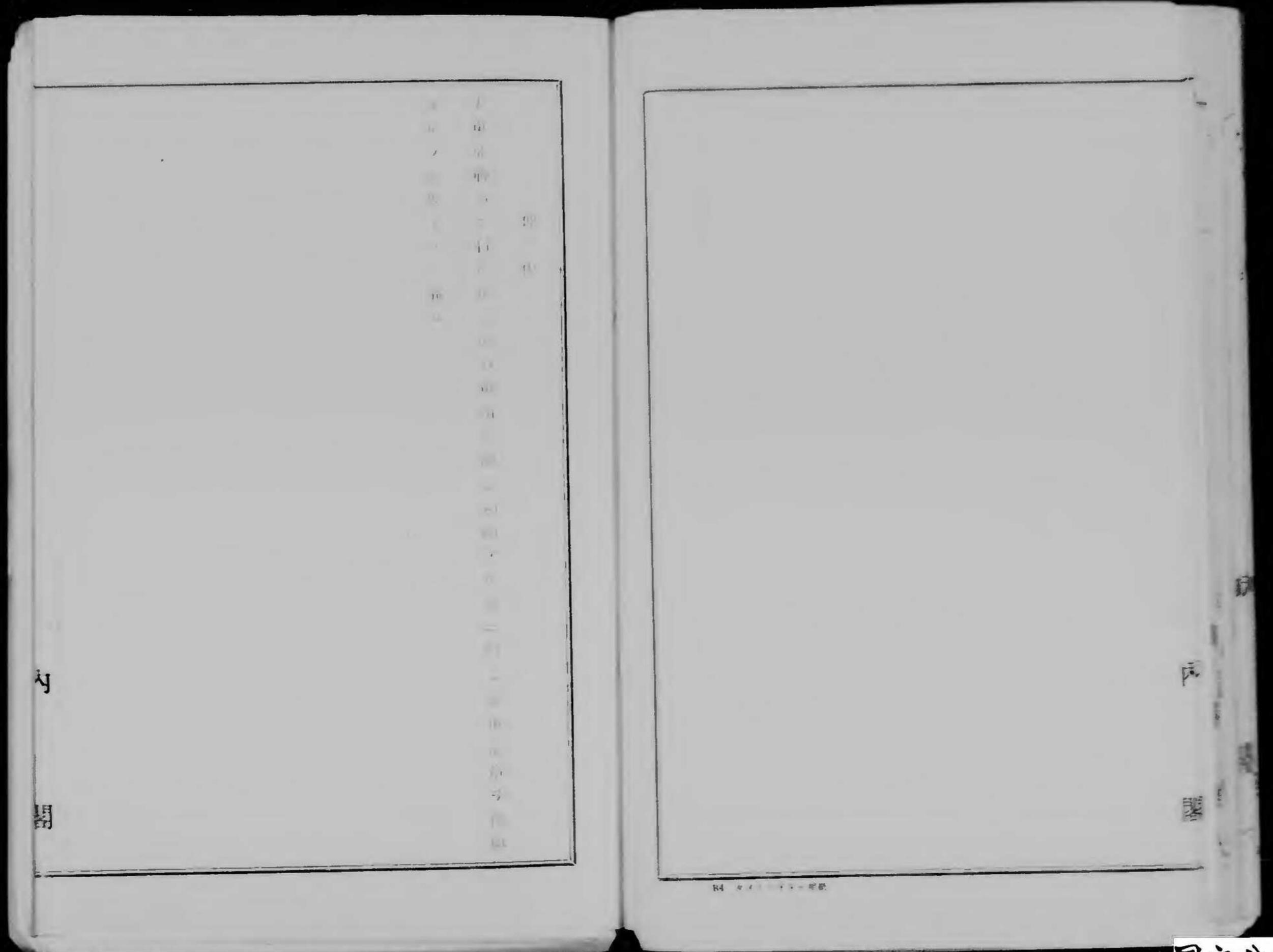


表前



四

開



理由

昭和十五年四月二十九日以後ノ功績ニ係ル支那事變行賞ト大東亜戰爭行賞トハ之ヲ綜合一括シテ行フコトトセラルルニ伴ヒ同日以後甫メテ支那事變從軍記章又ハ支那事變記念章ヲ授與セラルベキ事由アルニ至リタル者ニ對シテハ其ノ者ガ大東亜戰爭從軍記章ヲ授與セラルルトキハ支那事變從軍記章又ハ支那事變記念章ヲ授與セザルコトト爲スヲ適當トルニ依ル

於樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ支那事
變從軍記章今ヲ裁可シ茲ニ之ヲ

御名御傳

昭和十四年七月二十六日

內閣總理大臣 明治天皇御遺訓

卷之九十六

支那事變後軍記取合

支那事變記念ノ表章トシテ特ニ役

軍記軍ノ設ケ

從軍記序ノ開式ノ如シ

校、八咫鳥、軍旗、軍艦旗、瑞雲及

光ノ國ツ 繕出ミ裏面ニ山、矣及

波ノ音出ノ支那歌ノ研究

卷之三

アカウ

青銅下
表向天與同日

卷之三

第三條 従軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

其ノ左右内側ヨリ各紅色、香色、納戸色、濃桔梗色トス

從軍記章ハ綴フ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條 従軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 事變地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケテ事變地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官

二 事變地ニ陸マサルモ勳昌部隊若ハ事變ノ爲臨時編成シタル部隊ニ編入セラヒ又ハ事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三 事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船艦又ハ病院船ノ乘組船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ事變ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シタル者

前項各號ノ一ニ該當スル者ト贈モ隨役人夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレバ從軍記章ヲ授與セズ

第四條 事變ニ關スル軍務ヲ幫助シ特ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ從軍シタル者ニ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第六條 懲戒ノ裁罰又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 前二條ノ規定ハ處刑、免官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

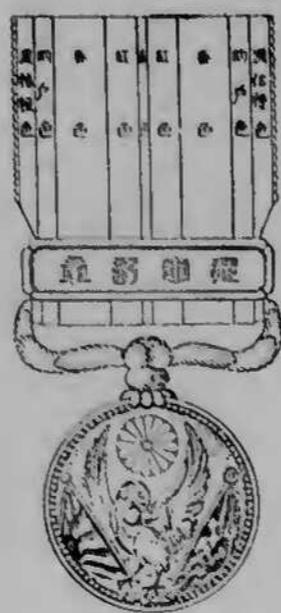
第八條 従軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 従軍記章ハ本人ニ限リ終身之ヲ保用ミ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス

支那車變役軍記章ノ圖

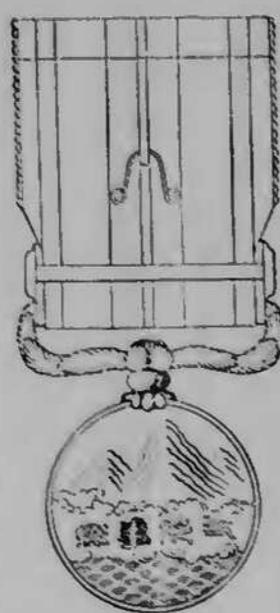
表

面



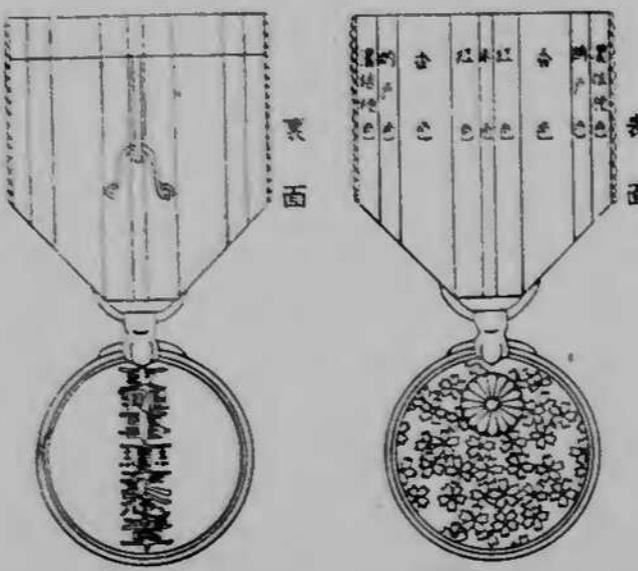
裏

面



● 七十年華紀念章令

第六條 記念ハ本人、限リ終身ノ儀用シ過か之ヲ保有スルコトヲメ
史原事變記念章ノ圖



卷之三

物語等の「白山」、「黒

三

卷之三

卷之三

卷之二

卷之三

問路湖水終焉之不

卷之三

國立公文書館
National Archives of Japan

昭和十九年五月九日

賞勳局總裁 漸 古 保 次

内閣總理大臣 東條英機 殿

上 申 宋

往來ノ各種戰役事變ノ例ニ依ヒ大東亞戰爭從宣記章令
ヲ開宣シ尙之ニ伴ヒ支那事變從軍記章令及支那事變記
念章令改正相成候致度別紙勅令案ヲ具シ此段上申ス

國立公文書館
National Archives of Japan

前戸色、櫻橋通トス

伏車記草ハ改フ用ヒテ左助ニ佩ブ

第三條 伏車記草ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 戰地ニ在リフ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケ

ア 戰地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官

二 戰地ニ臨マサルモ勳員部隊若ハ戰爭ノ爲臨時編成シタル部隊ニ

幅員セラレ又ハ戰事ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三 戰争ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船組又ハ病院船ノ米

糞船或ノ如ク者ノ運賃ヲ受ケ戰争ニ關スル病病者ノ救護ニ從事シタ

ル者

四 海軍日艦ノ經営ヲ受ケ戰争ニ關スル病病者ノ救護ニ從事シタ
ノ軍務ニ關スル者ノ功績アル者ニ非サレバ伏車記草ヲ授與セズ

第四條 執事ニ附ヘル軍曹ヲ幫助シ特ニ功績アル者又ハ研可ヲ得アル
軍シタル者ニハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 示職以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ
刑ノ執行ヲ猶豫セフレタル者及軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未
滿ノ示職ノ刑ニ處セフレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコ
トワルヘシ

第六條 懲戒ノ級別又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セフレタル者ニハ從
軍記章ヲ授與セス但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 同一級ノ規定ハ廩刑、免官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ
規定ニ依タル者ニ付アハ之ヲ適用セズ

第八條 免軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シアハ其ノ授與前死亡シタ
ルトキト碰セ仍之ヲ授與ス

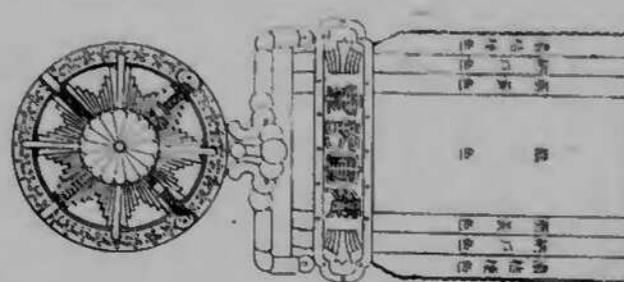
第九條 従軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ應用シ退職之ヲ保存スルコト
ヲ許ス

理由書

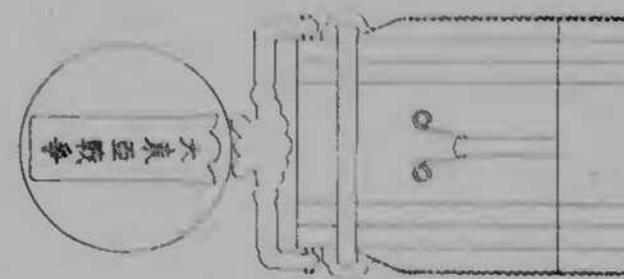
大東亞戰爭ニ付從軍シ又ハ軍事ニ關シ功績アル者ニ對シ從軍記章ヲ授
與スルノ必要アルニ依ル

大東亞戰爭從軍記章ノ圖

正面



裏面



参考

支那事變從軍記章令

明治十四年七月二十七日
明治第四百九十六號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ支那事變從軍記章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

一 應援大臣副署一

支那事變從軍記章令

第一條 支那事變紀念ノ表章トノテ特ニ從軍記章ヲ設ク

第二條 從軍記章ノ圖式左ノ如シ

青銅圓形徑三厘米トシ表面ニ菊御紋、八咫鳥、重質、軍艦旗、瑞雲及光ノ圖ヲ鏤出シ背面ニ山、雲及波ノ圖ヲ浮出シ支那事變ノ四字ヲ載ス

臂側トシ表面ニ從軍記章ノ四字ヲ載ス

背側トシ表面及裏面ニ日鑄變ノ圖ヲ浮出ス

級地三・六紙トシ中央赤色、其ノ左右内側ヨリ各紅色、

杏色、納戸色、檻桔梗色トス

從軍記章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條 従軍記章ハ左ノ各類ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一事雙地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受

ケア事雙地ニ往復シタル陸海軍車車人軍屬及文官

二 事雙地ニ屬マガルモ勳員部隊若ハ事雙ノ爲臨時編成シタル部隊

ニ編入セラレ又ハ事雙ニ隸スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三 事雙ニ隸スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船組又ハ病院船ノ乗

組船員

四 海軍官僚ノ幹部ヲ受ケ事雙ニ隸スル傷病者ノ救護ニ從事シタル者前項各機ノ一ニ該當スル者ト略モ而役人夫ノ頃又ハ之ニ准ズ

ベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ直ぐニ異シ且功績アル者ニ年ザレバ從軍記章ヲ授與セズ

第四條 勝利ニ關スル軍務ヲ督助シ得ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ從

軍シタル者ニハ専ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベシ
第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ
刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未
滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコ
トアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ威分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ從
軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 前二條ノ規定ハ處刑、免官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ
規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第八條 從軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタ
ルトトト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 従軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコト
ヲ許ス

府政國帝本日大

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ支那事變從軍記章令及支那事變記念章令中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名御璽

昭和年月日

内閣總理大臣

第一條 支那事變從軍記章令中左ノ通改正ス

第三條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ昭和十五年四月二十九日以後左ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者ニシテ大東亞戰爭從軍記章ヲ授與セラルモノニハ之ヲ授與セズ

第二條 支那事變記念章令中左ノ通改正ス

第三條 但書ヲ左ノ如ク改ム

但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ之ヲ授與セズ

一支那事變從軍記章ヲ授與セラル者

府政國常本日大

二月廿五日四月二十九日以後又新參製施行ニ關シ特別ノ貢獻ヲ
爲スニ鑑タル者ニシテ天皇御極命從軍記章ノ授與セラルモ

大日本帝国政府

理由

昭和十五年四月二十九日以後文那事變ニ關興シ功績アリタル者ニシテ
大東亞戰爭ニモ關與シ功績アリタル者ハ右功績ヲ綜合シテ大東亞戰爭
行實トシテ行賞ヲ實施スルノ方針ナルヲ以テ之ニ照應セシムルヲ適當
トルニ依ル

以下参考

支那事變從軍記章令

昭和十四年七月二十七日
勅令第四百九十六號

第三條 従軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 事變地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受
ケテ事變地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官

二 事變地ニ臨マザルモ勳員部隊若ハ事變ノ爲臨時編成シタル部隊

ニ編入セラレ又ハ事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三 事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乘
組船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ事變ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シタル者
前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ傭役人夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下
記船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非サレバ從軍

記章ヲ授與セズ

支那事變記念章令

昭和十七年九月二十六日
勅令第六百五十八號

第三條 記念章ハ支那事變遂行ニ關シ特別ノ貢獻ヲ爲シタル者ニ之ヲ授與ス但シ支那事變從軍記章ヲ授與セラル者ニハ之ヲ授與セズ

陸亞普第四號

大東亞戰役行實ニ關シ開講請議ノ件

昭和十七年一月十日

陸軍大臣 東條

[5]

大藏大臣賀璽真

卷二

內閣總理大臣 東條英機 殿

今般大東亜戦役勃發ニ伴ヒ之力行實ヲ左記要綱ニ基キ處理スルコトニ致度理由ヲ具シ茲ニ閣議ヲ請フ

一 昭和十六年十二月八日ヲ以テ始マリタル大東亜戦役ニ關與シ支那アルモノニ對シテハ新ニ戰役行賞ヲ實施スルコト

二 昭和十五年四月廿九日以後支那事變ニ關與シ功績アル者ノ行賞ハ之ヲ大東亜戦役ニ關スル功績ニ綜合一括シテ實施スルコト

理由

大東亜戦役ハ其ノ規模及戰果ニ鑑ミ新ニ行賞ヲ實施スルノ要アルト昭和十五年四月廿九日以後ノ功績ハ之ヲ大東亜戦役行賞ニ綜合一括シテ實施スルヲ適當ト認ムルニ由ル

支那事變從軍記章令 改正理由ノ説明

支那事變ニ關與シ功績アリタル者ノ中生存者ニハ昭和十五年四月二十九日附フ以テ支那事變行賞アリテ 同日附フ以テ支那事變從軍記章授與セラル。而シテイ昭和十五年四月三十日以後支那事變ニ關與官(支那事變參照)四月三十日以後トヨ附ク仰ヘバ不^{トヨ}行賞^ス日附^{トヨ}為^ス功^{トヨ}賞^ス期^{トヨ}。未^{トヨ}六^{トヨ}萬^{トヨ}。

シ功績アリ大東亞戰爭ニモ關與シ功績アル者ニハ兩者フ綜合シテ大東亞戰爭行賞トシテ行賞フ實施セントシ昭和十五年四月三十日以後昭和十六年十二月七日迄支那事變ニノミ關與シ功績アル者ニハ支那事變第二次行賞トシテ行賞フ實施セルフ以テ、之ニ照應シ前者ニハ支那事變從軍記章フ授與セズ大東亞戰爭從軍記章ノミフ授與シ、後者ニハ支那事變從軍記章フ授與シ得ル如ク指置スルノ要アリ。依テ支那

日附^{トヨ}銀^{トヨ}記^{トヨ}
付訂正^{トヨ}シタ
別紙圖^{トヨ}義^{トヨ}
定寫參照^{トヨ}
官^{トヨ}

事變從軍記章令中改正ヲ爲シ昭和十五年四月三十日以後同令第三條第一項ノ各號ノ一ニ該當スルニ至リタル者ニシテ大東亞戰爭從軍記章ヲ授與セラルモノニハ之ヲ授與セザル旨規定セントス。

二 支那事變紀念章ハ支那事變從軍記章ヲ授與セラル者ニハ之ヲ授與セサルコト、定メタリ。〔支那事變紀念章令第三條但書〕而シテ前記ノ如ク(イ)昭和十五年四月三十日以後支那事變ニ關與シ次イデ大東亞戰爭ニモ關與シ功績アル者ニハ將來大東亞戰爭行賞ニ於テ一括行賞シ大東亞戰爭從軍記章ノミヲ授與シ、(四)昭和十五年四月三十日以後支那事變ニノミ關與シ功績アル者ニハ支那事變從軍記章ヲ授與スル方針ナルヲ以テ之トノ權衡ヲ圖ル爲昭和十五年四月三十日以後支

那事變遂行ニ關シ特別ノ貢獻ヲ爲スニ至リ支那事變記念章ヲ授與セラルベキ者大東亞戰爭從軍記章ヲ授與セラルルトキハ、仍ホ支那事變從軍記章ヲ授與セラレタルトキト同ジク之ヲ授與セザル如ク措置スルノ要アリ。依テ支那事變記念章令中改正ノ爲シ昭和十五年四月三十日以後支那事變遂行ニ關シ特別ノ貢獻ヲ爲スニ至リタル者ニシテ大東亞戰爭從軍記章ヲ授與セラル、モノニハ支那事變記念章ヲ授與セザル旨規定セントス。

初宋ハ支那事變記念章令には子を觸れざるものであつたが、斯くては命令の恩定から見て形式的直な奇異な場合も生ずる。即ち支那事變從軍記章を戴く者は記念章を戴き得ない。從て同記章を戴かざる者は全部記念章すが、渡るから切角又即事變從軍記章令に子を加へて支那事變從軍記章と不本意戦爭從軍記章と重複扱ふを避けても知り事變記念章が覆水であることに爲つた。併て主張が注意しておこなつたのである。

大日本帝國政府

四

三
九

卷之三

府政國帝本日大

大日本帝國政府

別添
追記
参照
下記は印相
案に對する説
明して終案に到達したる経過に付ては右の追記と参照すべし。

三

府政國帝本日大

外

府政國帝本日大

府政國帝本日大

大日本帝國政府

府政國常本日大

府政國帝本日大

府政國帝日本大

大日本帝政政府

御紋一用字用語参考

（内務省）官房審査課

「菊御紋」は昭和十八年、昭和六年乃至九年、支那事變各從軍記章、その他各種記章及記念章に最も多く使用せられて居る語である。例外的に大正三年乃至九年從軍記章には「菊御紋章」とあり又明治三十七八年の大れには「菊及桐ノ御紋章」とある。

二「太刀」の字は前例は無い。金鷲勳章は「劍」である。且し形態は今回の大刀頭^{頭椎}ヘクブツチ^{ツチ}の太刀とは全然異なる。尚大刀は太刀に比して普遍的でないと思はる。大刀^{大刀}生^生大刀^{大刀}と記す。

「光線」二字は旭日章、鑑賞章、金鷲に其の光線を見る。異例として「光」^光ヘ支那事變從軍記章^{記章}、「旭光ノ圖」^圖ヘ舊都復興記念章^{記念章}があるが何れも其の意の部分は「光線」と表示されたもの程当然として居

大日本帝國政府

らぬ。今回のものは正しく「光綫」するべきである。

四今回の大刀の如き配置に在る場合は「交叉シタル圖」、明治二十七八年、三十七八年從軍記章の如し。又は「ミノ交架」、大正三年乃至九年の如し。の如き規定形式を採るのが普通である。支那專變從軍記章には此の如き表示がないが是は厳格な意味で交叉して居らぬ。今回のものは交叉點上に菊御紋があるので同じく交叉の字を避くるを可と見るべきであらうか。

五「櫻花」の用例は枚舉に過か無い。一例は敏捷記章。唯今回のか圖形は若し他の記念章の類の場合ならば「輪廊内に櫻花の圖を鏤出し」とでも表示すべき所であらう。輪廊の語、從軍記章以外のものには多々見ゆる。例、昭和大禮、國勢調査が從軍記章には例がない。

府政國常本日大

の間のものも市長一をもから此の外例を出つたといふべくであら
六「盾」の字は金鷲、明治二十七八年、昭和六九年に現れて居り例外な
く十種を附する。尙明治二十七八年には「盾ヲ置キタル圖」とある。
今時の如き形像が「闘」と言ひ得るやに付て考ふるに昭和大禮の裏面
には「盾形ヲ置キ」、「盾形ノ中ニ、、、ノ文字ヲ識ス」とありて今
回のものも此の例を出て盾形を鋳出し其の中に大東亞戰爭の五字を
識すと想定するのも一家であると思はるが上場の「旗形」の場合は
背面に爲つて居り今回の盾の形像は之に反して實物か凹面で表さるる
ので前例と異なると謂ふのが貴世同の分明である。果して如何なもので
からうか。只例へば戰捷記章の裏面に付一通「花ノ圖」、「チ表シ」と

府政國帝本日大

爲つて居るが是も體格種をすれば上の例を追つて「櫻花形チ置キ」
と一ても不可なきか如くものはるので夢するに此の邊の區別は餘り
體格な觀念があるとも思はれぬ。仍て姑し原案に服する。

大日本帝國政府

此の字を用ひたので用意に涉るを避けるの意味で之を括つたのである。

八「録出」の文字は從軍記章の他外なく用ふる所。同様の場合に從軍記章以外の記念章記章は「圖チ表ス」と表示する。今回も此の前例を踏襲して置く。其の區別は必ずしも明かではない。

九綾の配色中「鶴色」の字は前例が無い。「納戸色」、「濃桔梗色」等は共に支那事變從軍記章に先例があり又「萌黃」の字は海軍服制中第二條法務科の識別線に其の先例がある。

以上

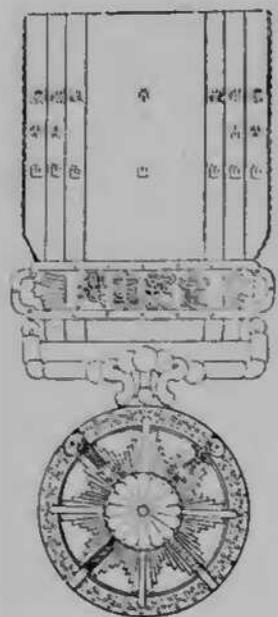
參考二

(賞勲焉稿)

卷之三

初定二何
ノ説明三三
爾後改メ
タ附記參

初版本



表面

附記 參照。

飾版の文字が左書きである點に注意。
又綴つ甲矢の色も草色と爲るが足
は實惠の意見で終案の如く改めた。

参考二
色彩
細説。

- 鶴ひ色いろ

← 色 *color*

柳芽綠 和田三造編 色名繪鑑 一四五頁

といふ鳥の羽色に似たる色をいふ崩黃のなほ黃味多きものなり。

服飾圖鑑云。ひ色之を黃木賊ともいふ。

- もえぎいろ

崩木 *Light green*

同

一六四頁

純綠色より少しく黃味強き鮮麗なる色にしてひわいろよりは黃味少く、青竹色よりは黃味多き濃色とまで行かさる明き色なり。但し色及び字義の解釋古來諸説あり。

崩木、崩薺、崩黃、皆此の色を稱するなり。

貞翁隨筆云。もえぎといふは春の頃、木の葉のもえ出る時の色なり。されば崩木と書くなり、崩黃色と書くは毛やまりなり、又若みどりとも言ふ濃くなりたるを深みどりといふなり云々。

貞丈雜記云。淺黃色は桑葉初めて生ずるの色也。所詮草木の

前案の色は墨本にして白る葉は青と知るへし云々。こゝに刷木、瀬
青、淡黄、淡翠、嫩翠等と並列、中古西言文以来の用語にして甲類
乙類分せざるか如し。然し前説を總合するに淡青は支那に於て古く
より用ひられ桑葉、初生之色也と端然たる解釋あり。

説文曰。紺ハ爵ノ淡黄也。釋名曰。桑也。如桑葉初生之色也。即
ち嫩黃の薄きもの、この淡青に對して少しく濃き黃綠色を刷黃と書
くも刷木と記すも別に誤りなりといふを得ず、只淡黃色は本邦に於
ては昔より青の附段を管べる淡青を指していへるものから、自ら文
部に於ける解釋と色相を以てし、後に淡青と記すを筆を得たるもの
となす。右の説に依りて按するに、淡葱は葱の薄き色に近き綠青色
をさしていひ刷青、刷木は木の葉の萌え出でたる如き綠を越へて黃
にかたむける色をさしていひ、支那の淡青は刷木の薄く猶黃味の多
きを指していひ、殊品親王の袍の色に用ふる淡青は字義の通り薄き
青にして若葉の色には非ず。

崩葱に至つては、葱の葉の色を崩黄色に近しと見る説は或は古葉を
いへるものか。

唯本書は古來崩黄、崩木の區別に於て崩木説多きを以てもえぎを崩
木と記せるなり。

○わかくさいろ

若草色 (*Yellow-green*)

同

一七八頁

黃綠色をいふ。草色より黃味多く崩木の薄き色なり。

「わかしようぶ」（若菖蒲）中古服裝の一、表は青裏は薄青又、表
は薄紅、裏に青。夏着用（新抄若）

○なんどいろ

納戸色 (*Dark blue*)

同

一一一頁

綠青色をいふ。あさぎいろより青味あり、藍色より綠に傾きたる色
におなんどいろともいひ、藤色と共に婦人の服色に好んで用ひらる
從つて其種類多く藤納戸、桔梗納戸、藍納戸、鐵納戸、納戸鼠等あ

り。

○

さきやういろ

桔梗色 (*Platt blue*)

同

五五貞

青色を帯びたる紫色なり。桔梗の花の色に似たるを以てこの名あり。
又桔梗紫といふあり、この色の紫がかかるるをいふ。紫色の一なり。
又桔梗納戸色あり、納戸の紫がかかるるものをいふと。

(賞勲高稿)

東京帝國博物館次長
國學院大學講師 高橋健白著

参考三〇上古ノ遺物ニハ一刃ナルモノト兩刃ナルモノトアリ、予ハ普通ノ名

四葉ノ節 様ニ從ツテ一刃ナルヲ刀トイヒ、兩刃ナルヲ劍トイフナリ。

分付テノ

「古事記」ニ伊弉諾尊ノ禮具土神ヲ御り給フ時、用ヒシ太刀ヲ「十

拿劍」ト記シ、次ニ「其御刀」ト記セリ。

又阿彌志貴高日子祇神カ喪服ヲ斬伏セタル條ニ、「其持所切大刀名
謂大量亦名稱印度」トアリ。

是等ノ例ニヨレバ、刀劍ノ二字ハ共通ニ用ヒラレタルモノニシテ、
其ノ間ニサシタル形態上ノ差別ナカリシヲ知ルベシ。然レドモ「和
名抄」ニ四葉字苑云、似劍而一刃曰刀 大刀太 知似刀而兩刃曰劍今
案增家トアレバ、予ハ中古以後ノ名稱ニ從ヒ、一力ナルヲ刀ト稱シ
持是也

馬刃 ナルワシト得ン更ニ刀ノ大ナルヲ大力、小ナルワ刀子ト記シ以
テ後述ニ便セントス。

（前掲第二編第一章又勅ノ名稱及兵ノ部分一二五一一二六頁）

○柄頭 柄頭ノ遺存セルモノハスペテ金屬製ニシテ金屬即チ銅ニ鍍金
シタルモノ多ク、鐵、鉛、青銅等ヨリ成レルモノアリ、今形狀ニヨ
リテ分類スレバ左ノ六種アリ。

一 姫櫛式、鼎百匯ノ如ク、頭ノ尖レル部分ヲ下ニシテ構成ケタ
ル如キ塊狀ヲ成セルモノニシテ、必兩側面ニ貫通セル孔アリ、
コレ目刺孔ニアズ、腕實ノ附ツクベキ位置ニシテ、後世ノ
大刀ナラバ結金トイフトコロナリ、コノ種ノ柄頭ニハ必切羽及
ビ縫アリテ之ニ附屬シ内部ニ參ク麻布ヲ填充シ、背ニハ木屑ヲ

元セルモアリ。

別物六納身ハ復不金剛ニシテ一、二ニ示ス如ク真ノ面凹凸アリ
テ柱狀ヲ真スフ富トスレドモ、三ノ如ク鍔製ニシテ圓凸ナリ、
而モ銀象嵌ヲ施シタルセアリ。

二、主頭式 説明略

一、圓頭式	同	右
二、方頭式	同	右
三、麻手式	同	右
四、環頭式	同	右

○玉ノ形狀（形狀） 徒采所用ノ玉ノ名稱ハ一定ノ標準ナク、又ハ形狀ニヨリテ均玉、百玉トイヒ又ハ切頭ニヨリテ琥珀玉トイヒ、戈ヘ巴ニヨリテ珊瑚玉トイヒ、又ハ淡綠ニヨリテ瑠璃玉、應不玉トイヒ、又ハ表面ノ形容ニヨリテ「ムシノス」トイヘルナド、各方面ヨリ名セラレタル應用諸ナリ、サレド定マノ名稱ノ下ニ玉類ヲ分類センハ科學的見地ニ拘シテ不遇合ヲ免レズ。故ニ予ハ之ヲ分類スルニ形式以アシ、次ニ切頭名ヲ應シ、更ニ必要アレバ色形模様ヲ其ノ上ニカルコト、シタリ。今形狀ニ次ル分類ヲ表示スレバ左ノ如シ。直シ從來ノ通用語ハ底ルベク之ヲ用ヒタレド近^五所ユ観見セラレタルモノハ付ニ新名前ヲ付シタリ。

一均玉 改タシテ^ノ曲セル玉ニシテ多少扁平ナル^ノアリ 一第百十

三國乃玉 第日十八

二 旨玉 諸司伏ラ威シ、事ノ國ラ燐ク切りタル如キモノ（第百十

二 國乃玉 第日二十五

一 旨玉 首玉ノ氣メア忍キ形ニシア此直徑ニ連セズ（第日二十六

期一

四 切子玉 六邊ノ底面ヲ有セル者須多角錐或ハ圓錐形ニシテ、一

見南子ノ切子ニ以タリ（第日二十七）及日二十八

五 球玉 矢キ切子玉ノ後用ラ去リタル切キ形ニシテ最質ニ以タリ

（第日三十三）

六 丸玉 球狀ヲ成セルモノ（第日三十五）乃至（第日四十一）

七 檀甘玉 丸玉ノ飾面既ノ因縁アリ檀甘或ハ兩面ニ以タルヲイフ

(第百十二圖)

八山梔玉 真底山梔玉ノ頭面ノ模アリテ山梔ノ皮ニ臍タルライ
フ(第百十三圖)

八半玉 凡玉ヲ兩側面ヨリ巻シツブシタル如キ扁平ナル玉(第百
四十四圖)

一〇小玉 八クシア少キ玉

(前物)三番云第一草玉ノ主(形次一セヘー一ヘ)貞

○勾玉 玉頭中波唇名ナルハ勾玉ナリ。八坂瓊勾玉ヲ造メ、勾玉ニ
スル記載ハ後カ古史ニ載々見ルトコロナリ。勾玉ノ形次ヘ評議ニ幾
々セバ兵ノ頭面タアレドモ、其安アルモノヲ舉グレバ第百十三圖乃
至焉百十八圖ニ示スガ知シ。是日十六圖ヘ取替置ノシナリ。消息十

五面ハ頭部ヨリ孔ニカケテ二深ノ刃缺アリ之ヲ丁度頭トイフ。等ト

字

シテヘ又石ヲ切りテ作リシ如ク、通脣ノミ曲線ヲナシ、兩面殆ド平

カナルモアリ。第十九面ハ一見右の時代ノ遺物ノ如キ粗製ナリ。コ

ハ前幾更板郡共和村大字小松原ニテ刀劍身等ノ鐵器ト共ニ發見

セラレタルモノニシテ、決シテ石器時代ノモノニアラズ正ニ我ガ祖

先ニヨリテ使用セラレシモノナリ、第廿二十一面ヘ前月形フナシ兩面

平ニ、孔ハ中央ニアリ。(越中國河設郡西五位村大字馬場發見東京

帝室博物館)

帝室博物館

而シテ第三十一面ニ至リテハ水晶ノ結晶體ノ根ノ方ニ孔ヲ穿ケテ
其ノマ、用ヒタルモノナレバ、其ノ形態モ弯曲セルトコロナク、勾
玉トイハソリ穿口直玉ト名ヅクベキ也ナレド、勾玉ノ原始的形態

ヲ考案スルニ、又通切ナルモノナレバ、古ニコ、ニ時ゲタリ（下總國北
相馬郡山王村）安政元年示帝至博物館。勾玉ガ何ガ故ニ此ノ如キ形ニ
作ラレシカ、コレガ起原ヲ考フルハ越味海深キ問題ナリ。コハ理學博
士坪井正五郎氏ノ仄ニ唱道セフレタルトコロニシテモト動物ノ爪牙
ニ孔ヲ穿ケ社ラズキテ身辯ノ裝飾トセシニ起リシコト既ニ断界ノ定
説タリ。佛國ノ古墳ヨリ爪牙ノ根部ニ孔アルモノ、或見アリシコト
同博士ノロンドン通信中ニ見エタリ。未開時代ニ於テ狩獵ニヨリ漫
タル歎頗ノ爪牙ヲ安市トセシ通風ノ、古來武ヲ尚ベル日本民族ノ間
ニ傳ハリシモ偶然ナラザルベシ。亞族ノ衣食ニ爪牙安市ノ通風ノ例
存セルヘ、近ク我ガ故國生番ノ土俗品ニモ傳スペシ。勿論日本民族
ガ此ノ國土ニ占居スルニ至リシ裏ヘ、爪牙ヲ連續シテ真ノマ、裝飾

スルガ如キ才媛ナル風俗庶民感ニ懷息セズト雖モ、當初何等カノ
謂係ニヨリテ則上ノ藝術風俗ヲ傳承セシコト既ナク、シカモ曳ガ逐
浮ナル國民王ハ此ノ不快ナル風俗ヲ美化シテ漫ニ曳ガ服飾史ノ巻頭
ヲ飾ルニ足ルベキ玉石ノ表シキ勾玉ノ統ヲ愛用シタリ。勾玉ノ形状
及ビ近原新タノ如シ。然レドモ未だ用ケザリシ時代ニアリテヘ、所
謂机上ノ學問ニシテ更ニ文字ノミニヨリテ解説シ、遺物ノ研究極メ
テ功徳ナリシカバ否等ノ國學者ノ如キ故テ遺シキ脂膏ヲ下シタルコ
トアリキ。古事記傳十五ニ、（以下省略）

トテ本居宣長翁モ之ヲ貰シ、半田鷹鳳翁モマタ比ノ訖ヲ始基セリ。
然レドモ勾玉ノ出レル形ハ上古ノ邦人ノ遺物ニ於テ見シ得ラル、
ノミアラズ古史ノ記載ノ上ニモ遺失アルナリ。「伊豆紀」ニ、桑原

ノは元ノホシノ五十述子、大輔ブセシテ、威不ノ上中下ノ武

風收所以飄渺而天星灿烂之以圓妙御子。

且如曰制也以分分者。有山川泽原。乃提三十艦。効平天下矣。

ト失セシコト失ユ。ナコレ上古田本城が、二多ヶ領玉二旗ケル。出火アツレカセシカラヤホスヘキ有力ナル。御ニ井ズヤ。

勾玉ノ大サハ子寸^{ミリ}トイヘル一ノ^{ミリ}タルモアリ、
ニシテ、^{ミリ}二寸^{ミリ}アルハニ寸^{ミリ}タルモアリ、^{ミリ}ニ

三分ヲ出テナルセノアリ。

昌玉之二次子、一曰、紅雲、馬公之二女、綱玉、老父若、圭石、賜

貢玉、玻璃等ノ外土、琥珀、金銀等ニ子ス。

(前編 第四章各論 甲勾玉一へへ貢一 一九二頁)

○ 貢玉 貢玉ハ各地ノ古墳ヨリ發見セラル、コト其ノ例多ク、勾玉ニ
ツギテ管シキ玉ナリ。文サ一寸、徑二分バカリヲ連列トスレドモ潘
ニハ長サ三寸ニ達セルモノアリ、稀ニ少ナルヘ文サ直カニ二分、徑
マタ之ニ通ヘルアリ。貢ハ十中九近呑玉岩ナリ。水晶、鐵石英、紅
瑪瑙、玻璃、瑪瑙等マタ往々發見セラル。

コノ玉ノ起源ヲ児ルニ、其ノ起源ハ蓋宮宮ナルベシ。其ノ多數ガ綠
深キ碧玉岩ヨリ成ルモマダ此ノ關係ヲ示スニ以タリ。琉球諸島ニテ
ハ同キ竹管ヲ者ニ貢キテ墳ニ埋クル風習アリ、彼ノ地ニテコノ竹管
ヲ「育珠」文ヘ「ハケダマ」トイフヨシニテ、古ハ竹珠ノ間ニ勾玉

ヲモ父ヘア用ヒタリトイフ（馬首龍溪東深人稿序卷云第九十六）、
伊勢地方ニア行當ヲ退職シテ牛ノ丸城ニ用ヒツ、アルモマタヨリニ
スペシ。新學當中ニヘ、馬首ノ吉玉ハ亦ク水晶ノハ澄明ナレバ行當
起原況（説）ヘ不可ナリトイフ古アレト既ニ勾玉ニ極々ノ已アレドモハ矛
紀原ノ公私セラル、且ク、皆ニ少キ物合ヲ御承トシナ形ノ起原ヲ
云馬スルハ英國トイヘザルヲ付ザルナリ。

古興ヲモズルニ「竹玉」ノ音近々見ユ。「馬乘集」卷三ニ

久方の大の娘より、生れしたる、神の命、奥山の、賢不の度て、白
査付、木器とりかけて、調べを、忌ひ穿居ゑ、竹玉を察々に貰きた
れ——枕邊に調べをすゑ、竹玉を、間なく貰き去れ——ナドアル「竹
玉」ハ種フニ管玉式ハ曰玉ノ、ヲイヒシナルベシ。

○丸玉 コニ凡玉トイフハ必シモ止シキ求^レニズ、大者^レキヲ^レ
フナリ。

而シテソノ多クハ^レサ直徑ニ及バズ。大キサハ四五分許リナリ^{一石}
百三十五圓乃玉第日三十八^圓一。二分ノ小ナルヘ倭文ニ盛^レブベキ小
玉ノ中ニ^レスベシ。質ハ何レヲ多シトモ定メ^レシ。吾人ノ質^見ニヨ
レバ、碧玉岩、玉髓、紅瑪瑙、水晶、玻璃、金、銀、銅等アリ、波
璃^レ瑪瑙中ニヘニ種以上ノ色ニテ模様ヲ表セルモアリ。瑪瑙中ニ^レ青
色ノ斑紋アリ。又^レ青色中ニ質色ノ斑紋アルアリ。世ニ瑪瑙玉ト稱
スルモノ是ナリ（第日四十^圓）^一。マダ靈汎ノ如ク^レ不模様ヲ表
セルモアリ、所謂海本玉也ナリ（第日三十九^圓）^一。金鉢、銅ノ玉ハ
内部破不空ナリ。（前局 己丸玉一九九頁—二〇〇頁）

○玉數 看姿ノ状態

不内石學「曲玉開拓」伴信友「御名媛考證」ニスルトコロノ「封
馬國住吉神社曲玉」ハ上古ノ式ヲ傳ヘタルモノニ非ズ。然ラバ其
ノ運転状態ハ何ニ據リテ知リ得ベキヤトイフニ、必ヤ埴輪土偶ノ研
究ニ取ラザルベカラズ。然レドモ埴輪土偶ハ其ノ性質上其ノ性質ニ
服飾上ノ頭部ヲ表スコト精微ナラズ、其ノ表サレタル人物モサマテ
高貴ニアラザルベケレバ、上記既旨ニ在リテハ一着意ヲ用ヒテ服飾
ヲ加ヘタルコトヲ思メザルベカラザルナリ。

埴輪ノ研究ニ徳スルニ男女共看姿セシモノニシテ主トシテ頭部及手
首ニ着ケ仕々結髪ノ節ニモ用ヒラレタリ。頭部ノ面ハ古史ニ「頭玉」
トイフモノ、手首ノ「手玉」トイフモノ是ナリ。頭玉ノ始メテ國史

(前編 第三編 第二章 玉置氏 / 次編 一一一 (一) 八頁)

ニ見エタルヘ「古事記」ニ那波命御神ノ天照大御神ニ之ヲ仪ケ給ヒ
シ神ナリ。今埴輪ニ付キ之ヲ余スルニ、内体ニシテ急ケラレタル
モノ多ケレドモ、諸ノ外ニ顯ケタルモアリ、中體ノ部ニモナホ
之ヲ顯ケタルアリ、次ニ玉ノ首ノ革余スルニニナルモアリ一
文字ニヘル外此ノ首ビ目ノ如キ面ヲ表ハセルアリ。背面ノ頃ニ活
ビはノ頭アルモアリ。更ニ各一邊ニ何如詞ナル玉ガ墨板セラレシカ
ノ板スルニ首余ハ同天ノ丸玉ヲ舌接シタルモノ多ク、然ラズンバ同
様ノ玉ヲ又ル同余キテニセルヲ有トス。丸玉ノ舌接セル如ク見
ユルハ必ズ丸玉ノミニハアラテ目余ノ玉モ父レルベク余カタ
ルハ小玉ヲ余シタルニテモアラム。然レドモ勾玉、管玉ヲ父瓦ニ連
水タルヲ明ニシメベキモノモ仕々アリ。以下省略。

天東亞戰爭從軍記章令

支那事變從軍記章令及支那事變記念章令中改正件
右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候條此段
及通牒候也

昭和十九年六月十四日

樞密院議長原 嘉道

内閣總理大臣東條英機殿

一大東亞戰爭從軍記章令
一支那事變從軍記章令及支那事變記念
章令中改正件

臣等右二件諮詢、命ヲ恪ミ本月十四日ヲ以テ
審議ヲ盡シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ

更ニ

聖明ノ採擇ヲ仰ク

昭和十九年六月十四日

樞密院議長臣原嘉道

勅令第

號

大東亞戰爭從軍記章令

第一條 大東亞戰爭記念ノ表章トシテ時ニ從軍記章ヲ設ク
第二條 従軍記章ノ圖式左ノ如シ

威
錫圓形徑三厘米トシ表面ニ菊御紋、太刀、光線及櫻花ノ圖
チ縛出シ裏面ニ階ノ圖チ縛出シ大東亞戰爭ノ五字ヲ載ス

飾板
錫ヘシ表面ニ從軍記章ノ四字ヲ載ス

説
錫トシ裏面ニ曲玉、等玉及丸玉ノ囃子縛出ス
然一幅三魏六耗トシ中央鷹色、其ノ左右内側ヨリ各鷹貞
色、紺白色、櫻柄梗色トス

從軍記章ハ授チ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條 従軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 艦地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ與スル特別ノ任務ヲ受

ケテ艦地ニ往復シタル陸海軍軍人軍醫及文官

二 戰地ニ臨マザルモ動員部隊若ハ戰爭ノ爲臨時編成シタル部隊

ニ編入セラレ又ハ戰爭ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍

屬

三 戰爭ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ

乗組船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ戰爭ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シ

タル者

前項各號ノ一一該當スル者ト雖モ其ノ業務ノ種類及功績ノ程度ニ
依リ從軍記章ヲ授與セザルコトアルベシ

第四條 戰爭ニ關スル軍務ヲ幫助シ特ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ
從軍シタル者ニハ時ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ處セフレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但
シ刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一
年未滿ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與

スルコトアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ

從軍記章ヲ授與セズ但シ英ノ儀式ニ依リ之ニ云與ニシコトマシベ

シ

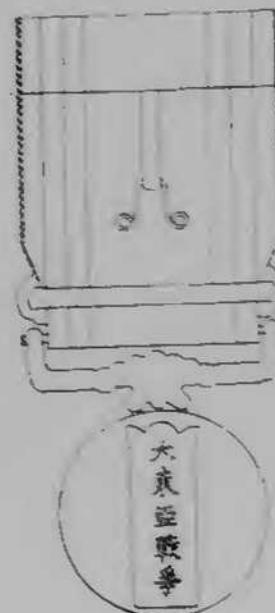
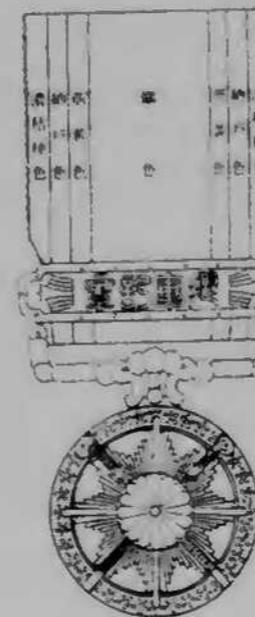
第七條 前二條ノ規定ハ異列、參謀又ハ空職ノ後、三級又ハ第四級ノ規定ニ該當フル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第八條 従軍記章ヲ授與セラルベキ者ニシテハ其ノ被譽前死亡シタルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 従軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス

大東亞戰爭從軍記章ノ圖

表章



表章

勅令第

號

第一號 支那事變並其對外宣傳之通政正ス

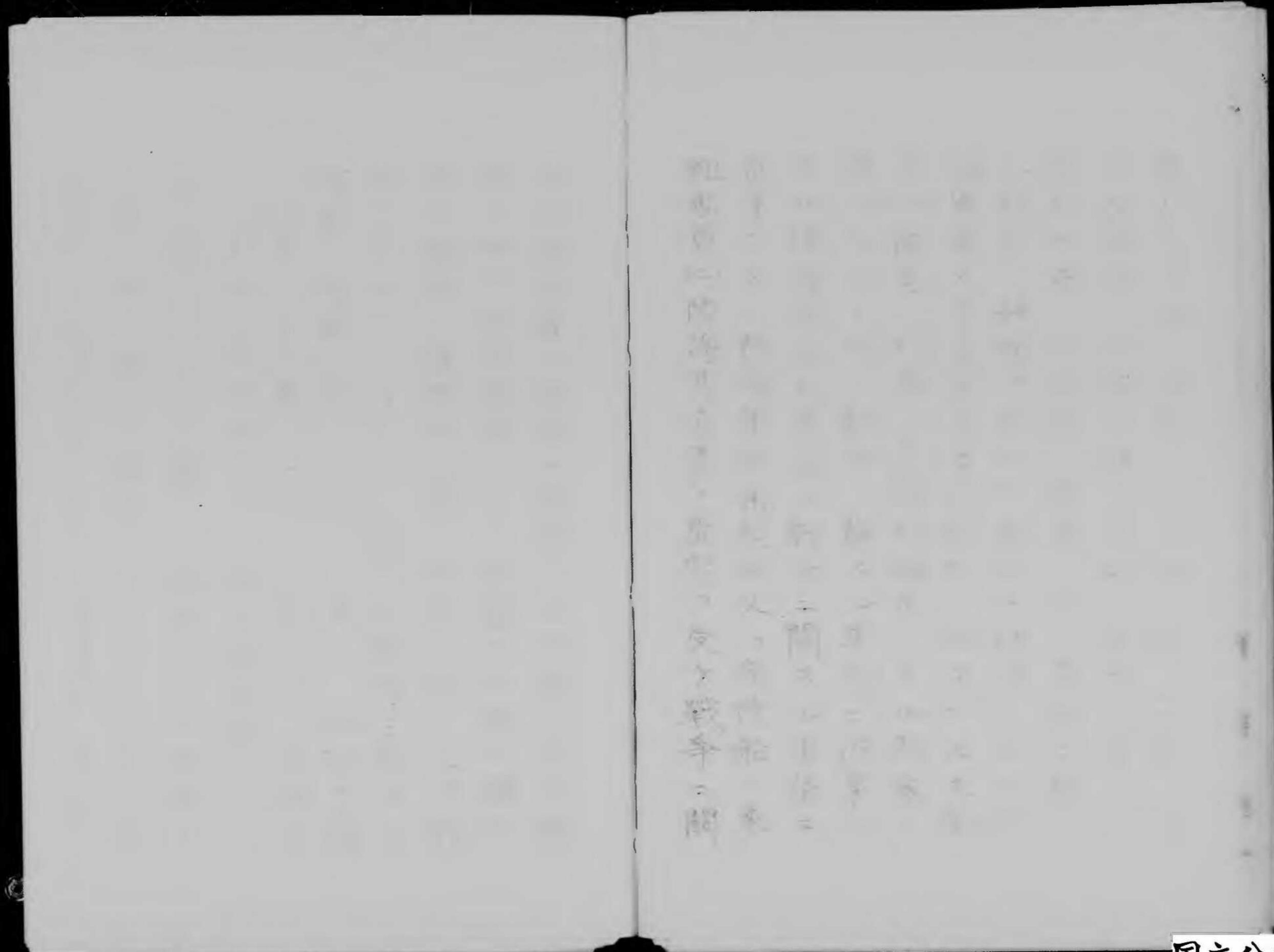
第三章 第一節 中之子孫アス」ノ下ニ「ヨシ昭和十五年四月二十九日以後左ノ各號トニ該省スレニ至リマシテニシテ大東亜成員並其子孫ヲフレルモノニハ之ヲ「大東亜アズ」ヲ加フ
第一條 支那事變並其對外宣傳之通政正ス

第三條 本號ノ期日ハ

シテノ各號ノニ「當スル事ニハ之ヲ「大東亜アズ

一 支那事變並其對外宣傳之通政正ス

昭和十五年四月二十九日以降支那事變並其對外宣傳之通政正ス



大東亞戰爭從軍記章令關係資料

(下略)

大日本帝國政府

目次

(國定規格B5(八三×三五七耗))

- 一 大東亞戰爭從軍記章令案並支那事變從軍記章令及支那事變記念
章令中改正案ニ關スル説明
- 二 大東亞戰爭從軍記章令案
- 三 支那事變從軍記章令及支那事變記念章令中改正案
- 四 支那事變從軍記章令
- 五 支那事變記念章令
- 六 項目別説明
- 七 各從軍記章圖式調
- 八 各從軍記章令授與範圍調

大日本帝国政府

一

大東亞戰爭從軍記章令案並に支那事變從軍記
章令及支那事變記念章令中改正案に關する説明

大東亞戰爭は、開戦以來既に二年有半を経まして、死殲者にして行賞の恩命
に浴しました者も八萬人に達して居ります。仍て、從來の戰役事變の例に
倣ひ、大東亞戰爭從軍記章の御制定を御願申し度いと存する次第で御座い
ます。

先づ、從軍記章の名稱は、戰爭の呼稱に關する閣議決定に基きまして、大東亞
戰爭從軍記章と致しました。次に、章の圖式は、最も御紋章に、八方の光線
を配しまして、あめがしたのもの悉く、御稟威に浴する意義を表はし、更に、
太刀を以て、陸海軍を、櫻花を以て將卒の忠勇を表はし、併せて、忠勇なる陸
海軍將卒が、戰争に從事せることを示し、裏面は、確に大東亞戰爭の文字を
識することに致しました。鈕の表面は曲玉、管玉、丸玉を連ねた圖と致し、飾

大日本帝國政府

版には從軍記章なる文字を識します。綬は、織地幅三厘六毫中央雞色其の左右内側より各筋黄色、納戸色、濃桔梗色とし、しやうぶ（菖蒲、尙武）の色を表すことに致しました。記章の材料に就きましては、從來は、主として、銅を用ひましたか銅は服時下軍器品として重要でありますので、此の度は錫を以て之に充て難いと寄へて居るので御座います。

擬、從軍記章の授與の範圍に就きましては、先の昭和六年乃至九年事變及支那事變の各從軍記章に於けると同様に

第一は(一)戰地に在りて從軍致し、又は、軍務に依り輦地に往復致しましたる軍人軍屬及文官(二)戰地には應まなくとも、戰爭の爲編成せられたる部隊に編入せられ、又は、戰爭に關する軍務に從事致しましたる軍人軍屬(三)戰爭に關する軍務に從事致しましたる陸海軍官用船船又は病院船の乗組員(四)艦

府政國帝木日大

海軍の監督の下に、戰傷病者の救護に從事したる者には當然之を授與セラフせらふ立前をとり

第二は、軍務を幫助し、特に功績ある者、又は、許可を得て從軍致した者には、場合に依り之を授與セラフせらふことに仰ハシメテレ度いと存ずるので御座います。

尙、從來前述の第一に該當する者の中、「備役人夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレバ從軍記章ヲ授與セズ」と數し、業務の種類に依つては、功績が無ければ、從軍記章を授與せざる旨の規定が御座いまして、此度も此の方針であります。従じまするが、何分にも、其の用語は總力戰下の今日觀方に依りまして、稱適當でないと思はれる節も御座いますので、此の表現を改めまして、前述の第一に該當する者でありますも、先づ、其の業務の種類を見、次に功績の程度を

大日本帝国政府

斟酌致しまして、従軍記章を授與せない場合がある趣旨の規定と致し度いと存ずるので御願います。

而して豫算資材その他の準備に付きましたは、兼し當り、大東亞戰爭従軍記章の授與人員六百萬人以上と推定致し、用意致し居る次第で御座います。尚大東亞戰爭従軍記章令を御制定願ひましたときは、之に伴ひまして、支那事變従軍記章令及支那事變記念章令に付を必要なる改正をも御許し願ひ度いと存じます。即ち

「支那事變行賞の賞令日、即ち昭和十五年四月二十九日以後、支那事變、大東亞戰爭の兩者に關與して功績ある者は、兩者を綜合一括して、大東亞戰爭行賞を實施致す方針で御座いますので、之に照應致し、右の者には、大東亞戰爭従軍記章のみを授與するが適當と存せられます。従ひまして、昭和十五年

大日本帝國政府

四月二十九日以後、從軍するに至りました者で、將來、大東亜戰爭從軍記章を授與せらるる者には、支那事變從軍記章は之を授與せざる様に、支那事變從軍記章令中改正を^仰~~撤~~廻く存じて居ります。

支那事變記念章に於きましても、同記章は、支那事變從軍記章を授與せらるゝ者には、之を授與せざること、相成つて居りますので、昭和十五年四月二十九日以後、前めて、支那事變の遂行に關し、特別の貢獻を爲すに至つた者が前述の行員万針に依り、大東亜戰爭從軍記章を授與せらるゝ場合には、仍ほ、支那事變從軍記章を授與せらるゝ場合と、取扱を等しく致し、支那事變記念章を授與せざる旨の改正を、支那事變記念章令に付て、致し廻いと存する次第で御座ります。

二

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大東亞戰爭從軍記章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布
セシム

御名御旗

昭和年月日

内閣總理大臣

勅令第

號

大東亞戰爭從軍記章令

第一條 大東亞戰爭紀念ノ表章トシテ特ニ從軍記章ヲ設ク

第二條 従軍記章ノ圖式左ノ如シ

第三 嘉國形怪三種トシ表面ニ象徵紋、太刀、光線及櫻花ノ圖ヲ

鋤出シ裏面ニ楯ノ圖ヲ鋤出シ大東亞戰爭ノ五字ヲ識ス

飾版 鋤トシ表面ニ從軍記章ノ四字ヲ職ス

鉢 ピトシ表面ニ曲玉、管玉及丸玉ノ圖ヲ鋤出ス

綬 繖地幅三種六耗トシ中央殲色、其ノ左右内側ヨリ各荫黃色、

納戸色、濃桔梗色トス

從軍記章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條 従軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一 戰地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケ

テ戰地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官

二 戰地ニ臨マザルモ勳員部隊若ハ戰爭ノ爲臨時編成シタル部隊ニ

編入セラレ又ハ戰爭ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三 戰爭ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船舶又ハ病院船ノ乘組船員

四 陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ戰爭ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シタル者

前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ其ノ業勞ノ種類及功績ノ程度ニ依リ從軍記章ヲ授與セザルコトアルベシ

第四條 戰爭ニ關スル軍務ヲ輔助シ特ニ功績アル者又ハ許可ヲ得テ從軍シタル者ニハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 禁制以上ノ刑ニ處セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ

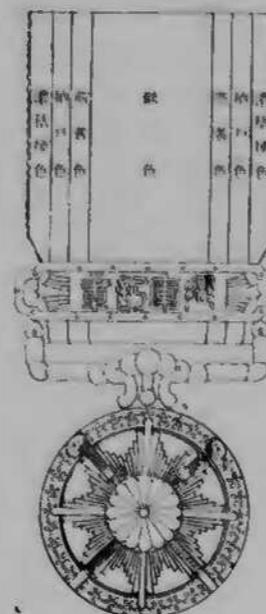
刑ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ハ海軍刑法ニ依リ一年未満ノ禁錮ノ刑ニ處セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ
第七條 前二條ノ規定ハ處刑、免官又ハ免職ノ後第三條又ハ第四條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

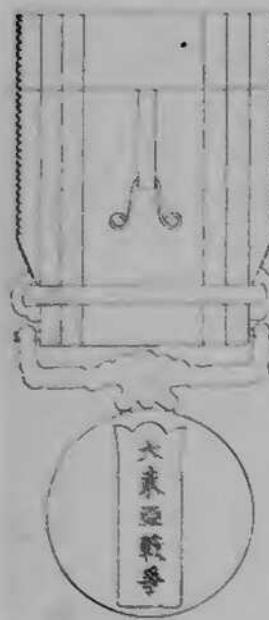
第八條 仇讐記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタルトキト端モ仍之ヲ授與ス
第九條 従軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス

大東亜戰爭軍記章ノ圖

表 簡



裏 面



理由

大限節制等付從軍シ又ハ軍事ニ關シ功績アル者ニ對シ從軍記章ヲ授與
ルノ心態アルニ依ル

松浦喜助明ノ御調ヲ終テ安川、新橋御車記念會及支那御紀念章令中改
正ノ件ヲ取引シ故ニ之ヲ公布セシム

頒 命 仰 聞

昭和 半 月 日

内閣總理大臣

勅令

第一號 文部省勅令中正ノ件改正ス

明治廿一年の「支那御車記念章」ノ下ニ「但シ昭和十五年四月二十九
日以後トノ各様ノ一は此件スルニ至リタル者ニシテ大東亜戰爭從軍
記章ヲ受取セラル者ノニハ之ヲ授與セズ」ヲ加フ

第二號 文部省勅令中正ノ件改正ス

第三種但等ラ左ノ印クセム

但シ左ノ各事ノ一一證書スル者ニハ之ヲ授與セズ

一 支那事變記念章ヲ授與セラル者

二 昭和十五年四月二十九日以後支那事變進行ニ關シ特ノ賞勵
ワ集スニ署リタル者ニシナ大東亞戰爭從軍記章ヲ授與セラル
マノ

理由

昭和十五年四月二十九日以後ノ功績ニ係ル支那事變進行賞ト大東亞戰爭
進行賞トハ之ヲ綜合一括シア行フコトトセラルニ伴ヒ同日以後甫メテ
支那事變從軍記章又ハ支那事變記念章ヲ授與セラルベキ事由アルニ至
リタル者ニ對シテハ其ノ省ガ大東亞戰爭從軍記章ヲ授與セラルトキ
ハ支那事變從軍記章又ハ支那事變記念章ヲ授與セザルコトト爲スヲ適
當トスルニ似ル

文那學變從軍記章令

昭和十四年七月二十七日
勅令第四百九十六號

朕極留顧聞ノ諮詢ヲ經テ文那學變從軍記章令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシムヘ總理大臣副署

文那學變從軍記章令

第一條 文那學變記念ノ表章トシテ特ニ從軍記章ヲ設ク

第二條 從軍記章ノ圖式左ノ如シ

章 青銅圓形徑三釐トシ表面ニ菊御紋、八咫鳥、軍旗、軍艦等瑞氣大光ノ圖ヲ露出シ裏面ニ山、雲及波ノ圖ヲ露出シ文那

學變ノ四子ヲ載ス

徽 青銅トシ表面及裏面ニ日落紋ノ圖ヲ露出シス

鑄成

青銅トシ表面及裏面ニ日落紋ノ圖ヲ露出シス

綏 織地幅三種六枚トシ中央赤色、其ノ左右内側ヨリ各紅色、香色、納戸色、淡桔梗色トス

從軍記章ハ綏ヲ用ヒテ左肋ニ佩ブ

第三條 従軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

一、事變地ニ任リテ軍務ニ從事シ又ヘ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受

ケテ事變地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官

二、事變地ニ臨マザルモ動員部隊若ヘ事變ノ爲臨時編成シタル部隊ニ編入セラレ又ヘ事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬

三、事變ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官用船又ヘ病院船ノ乘組船員

四、陸海軍官憲ノ監督ヲ受ケ事變ニ關スル傷病者ノ救護ニ從事シタル者

前項ノ各號ノ一ニ該當スル者ト雖モ備役人夫ノ類又ヘ之ニ準ズベキ下級船員等ニ在リテヘ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレバ從

軍記章ヲ授與セズ

第四條 事變ニ關スル軍務ヲ輔助シ特ニ功績アル者又ヘ許可ヲ得テ從軍シタル者ニハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルベシ

第五條 禁錮以上ノ刑ニ感セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ州ノ執行ヲ猶豫セラレタル者及陸軍刑法又ヘ海軍刑法ニ依リ一年未滿ノ禁錮ノ刑ニ感セラレタル者ニハ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第六條 懲戒ノ裁判又ヘ感分ニ依リ免官又ヘ免職セラレタル者ニハ從軍記章ヲ授與セズ但シ其ノ情狀ニ依リ之ヲ授與スルコトアルベシ

第七條 前二條ノ規定ハ職制、免官又ヘ免職ノ後第三條又ヘ第四條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ之ヲ適用セズ

第八條 従軍記章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第九條 従軍記章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコト

支那事變記念章令

勅令第十七年九月二十六日

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ支那事變記念章令ヲ毅可シ茲ニ之ヲ公布セシ

ム

(總理大臣副署)

支那事變記念章令

第一條 支那事變記念ノ麥章トシテニ記念章ヲ設ク

第二條 記念章ノ圖式左ノ如シ

章

青銅圓形徑三種トシ表面ニ菊御紋及梅花ノ圖ヲ表シ裏面ニ

支那事變記念章ノ文字ヲ載ス

青銅圓形トス

鍍地幅三種六絶トシ中央赤色、其ノ左右内側ヨリ各紅色、

環

大日本帝国政府

項 目 別 説 明

1. 大東亜戦争従軍記章制定の理由及時期

2. 大東亜戦争従軍記章圖式

3. 大東亜戦争従軍記章の素材

4. 大東亜戦争従軍記章の授與範圍

5. 支那事變従軍記章の改正理由

6. 支那事變記念章の改正理由

7. 大東亜戦争記念章の方針

8. 大東亜戦争行賞の状況

9. 支那事變行賞の状況

10. 大東亜戦争功績と支那事變二次功績とを総合一括行賞する理由

11. 官吏顕功章其の他之に準ずる勳章と勳章、記念章其の他、榮典との異同

香色、納戸色、淡桔梗色トス

記念章ハ綬ヲ用ヒテ左肋ニ佩ブ。

第三條 記念章ハ支那事變遂行ニ關シ特別ノ貢献ヲ爲シタル者ニ之ヲ授與ス但シ支那事變従軍記章ヲ授與セラル者ニハ之ヲ授與セズ。

第四條 左ノ各號ノ一二該當スル者ニハ記念章ヲ授與セズ但シ處刑、免官又ハ免職ノ後前條ノ規定ニ該當スル者ニ付テハ此ノ限りニ在ラズ

一 禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者

二 懲戒ノ裁判又ハ處分ニ依リ免官又ハ免職セラレタル者

第五條 記念章ヲ授與セラルベキ者ニ對シテハ其ノ授與前死亡シタルトキト雖モ仍之ヲ授與ス

第六條 記念章ハ本人ニ限り終身之ヲ佩用シ遺族之ヲ保存スルコトヲ許ス

大日本帝国政府

ノ 大東亜戦争從軍記章制定の理由及時期如何。

大東亜戦争は開戦以來既に二年有半を経まして死没者にして行賞の恩命に浴しました者も八萬人餘（昭和十九年六月十日現在）に達して居ります。従ひまして支那事變從軍記章の例に倣ひ茲に大東亜戦争從軍記章の御制定を仰ぎ先づ是等の人々に授與せらるゝやう奏請致し慶いと存ずる次第で御座います。

抑々從軍記章は舊くは概ね戰役事變の終了を俟つて御制定に相成つて居たのでありますか、~~満洲事變~~本支那事變に於ては事變の途中御制定に相成りました。蓋し戰役事變が次第に長期化たるの傾向を帶びるやうに成りました現在では已むを得ざるところと存じます。（事

和木年九月九日奉達從軍記章昭和十九年七月制定、支那事變從軍記章
昭和十四年七月制定

制定ノ理由及時期

府政國常本日大

圖式

ム、大東亞戰爭從軍記章の圖式の説明を承り度し。

章の表面は長くも御紋章に八方の光線を配しまして、あめがしたのもの悉く御稟威に浴する意義を表し、太刀（古代のアーランチの太刀）二柄を以て陸海軍を、章周邊の辰花を以て將卒の忠勇を表し併せて成功なる陸海軍將卒が戰争に従事せることを示し度いと存じます。章の裏面は柄の圖に大東亞戰爭なる五字を刻ました。鉢の表面は曲玉管玉丸玉（玉の形狀に依る直角）を這ねた圓とし、飾板には從軍記章の文事を記しました。

版は鐵道銀三錢六分、中央銀色其の左右内側より各兩黃色羽戸色濃桔梗色とししやぶ（青漆）の色を表し尚武に運はせました。

3. 大東亜戦争従軍記章の素材は如何。

主材を錫とし（九三バーセント）之に少量の亜鉛（七バーセント）を加えたものと致しました。従來の従軍記章は明治八年制定のものが銀たる外銅又は青銅でありますが銅は戦時下軍需品として大切でありますので錫と致しました。

其の所要量は一個當り約三〇瓦、六百萬個分として工業減を含め資才として錫一九八噸余亜鉛一五噸弱を要する見込であります。

大日本帝国政府

メ、從軍記章の授與範囲如何特に第三條第二項に就き承はり度し。

授與範囲は從來のもの即ち昭和六年乃至九年事變從軍記章、支那事變從軍記章に於けると同一であります。即ち

第一にて戦地に臨み從軍致し又は軍務を受けて戦地に往復致しましたる軍人軍属及文官、戦地に臨まないが戦争の爲編成したる部隊に編入せられ又は戦争に關する軍務に從事致しましたる軍人軍属、戦争に關する軍務に從事致しましたる陸海軍官用船又は病院船の乗組員四陸海軍の監督の下に戦傷病者の救護に從事したる者に對しては原則として之を授與する立前をとり、

第二に軍務を輔助して功績ある者又は許可を得て從軍した者には場合に依り之を授與することがある旨規定致して居りまして

大東亜戰爭從軍記章も此の方針を踏襲することゝ致しました。然し

大日本帝國政府

ながら從來前述第一の何れかに該當する者でありますても「傭役人夫ノ類又ハ之ニ準ズベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレバ從軍記章ヲ授與セズ」と規定し例外として授與せざる者あることを定めて居りまする點に付きましては此の方針は變更致さないのであります但右の條文は其の措辭が觀方に依りまして總力戦の現下稍適當ならずと存ぜられる節々も御座いますので、此の度は「其ノ業務ノ種類及功績ノ程度ニ依リ從軍記章ヲ授與セザルコトアルベシ」と書き改め之が運用に於て先づ業務の種類を見て例へば前記の傭役人夫又は之に準すべき下級船員等に在つては、更に功績の程度をも斟酌して功績なき場合には從軍記章を授與せざることがあるやうに致し度く存じます。要之授與の範圍に就きましては從來と毫も變更は致さない等であります。

大日本帝国政府

5、支那事變從軍記章令改正の理由如何。

大東亜戰爭の勃發に伴ひ、支那事變行賞令日附たる昭和十五年四月二十九日以後支那事變に關與し功績ある者の行賞は大東亜戰役に關する功績に綜合一括して實施する方針が決定されました。～昭和十七年一月十日閣議決定、同年九月二十六日鐵定軍人軍屬死殲者賞賜内規第一條一此の行賞方針に照應致しまして右の者には支那事變從軍記章を授與せず大東亜戰爭從軍記章を授與することが適當と認められます。従ひまして昭和十五年四月二十九日以後支那事變從軍記章令第三條第一項の各號の一に該當するに至りたる者で大東亜戰爭從軍記章を授與せらるゝ者には支那事變從軍記章を授與せざることに改正を御願致し更いと存ずるのであります。

府政國帝本日大

6. 文那事變記念章令の改正理由如何。

文那事變記念章は文那事變從軍記章を授與せらるゝ者には之を授與せざること、相成つて居りますので（同令第三條但書）昭和十五年四月二十九日以後文那事變の遂行に關し特別の貢獻をなすに至つた者（同令第三條本文に該當）が大東亜戰爭從軍記章を授與せらるゝ場合には恰も文那事變從軍記章が授與せらるゝ場合と取扱を等しく致し此の者には文那事變記念章を授與せざるを適當と認めまするので其の旨支那事變記念章を改正致し度と存ずるのであります。

大日本帝国政府

大東亞戰爭記念章

ノ 大東亞戰爭記念章の御制定を仰ぐ方針ありや。

現在大東亞戰爭に關する行實は軍人軍屬の死歿者に限つて居りまするので大東亞戰爭記念章の制定を御願する時期ではありますんが將來大東亞戰爭行實の範圍が更に擴張せらるゝやうな時期に相成りますれば支那事變記念章御制定のことにも鑑みまして考究致したいと存じます。

大日本帝国政府

8 大東亞戰爭行賞の状況如何。

大東亞戰爭に關しましては、昭和十七年一月十日、戰役行賞を實施すること及昭和十五年四月二十九日以後支那事變に關し功績ある者の行賞は之を大東亞戰役に關する功績に綜合一括して實施することに方針を決定致し、同年九月二十六日には大東亞戰爭軍人軍屬死歿者賞賜内規^勅の御勅裁を願ひまして（其の後昭和十九年一月十二日賜金併賜に伴ひ前記内規の御改正を願ひました）、之に基き現在迄行賞發令の恩命に浴したる者は陸軍六〇、一四五人、海軍二三〇三一人合計八三、一七六人に達して居ります。（昭和一九年六月一〇日調）

大日本帝国政府

支那事變行賞事務進捗狀況如何。

支那事變功行賞は生存者に付ては昭和十五年四月二十八日で第一次功績期間の締切を爲し、陸海軍關係は概ね終了、文官關係も相當進捗致して居りまして賞格功勞以上即ち賜金又は之に代る賜杯を授與せらるる者以上陸軍關係約二七七萬、海軍關係約一二萬、文官關係三萬であります。此の外に死殲者に付ては昭和十五年四月二十八日迄の者は勿論其の後大東亜戰爭前述の者も陸海軍人軍屬は概ね終了し、總數陸軍一九萬六千、海軍六千を越して居ります。

大日本帝国政府

○ 支那事變に關する功績の認定。

ノ 暈和十五年四月二十九日以後支那事變に關し功績ある者大東亞戰爭に
關しても功績ある場合兩功績を綜合一括し大東亞戰爭行賞と爲す理由
如何

支那事變に付きましたは昭和十五年四月二十八日迄の功績に付て行賞を
實施することに御願致したるところ其の後大東亞戰爭勃發致しまして其
の規模意義職業等よりして新に別行賞を御願致すのを適當と認められる
に至りました。そこで昭和十五年四月二十九日以後昭和十六年十二月七
日迄の事變功績に付ては特に抽出して單獨に行賞する意義がないと認
められたのであります。

大日本帝国政府

//問

(答) ごの異同如何。

官吏勳功章其の他之に準する微章さ勳章、記念章其の他の榮典とは
是は提り、憲法第十四條に所開榮典に非ざるものご考へて居ります。

是等は榮典の源流としての上御一人から賜るものでなく、各大臣
が其の所管事項に關し力を竭しました者に對して表彰を致します
もので、其の表彰に付しまして勅令の御制定を仰き、御許しそ得
し其の結果各大臣の行ひまする表彰を權威あらしめて居るに外な
りませぬ。

元來行政大臣は自分の御預け顧つて居ります行政の分野に於ては、
全力を擧げて其の成績を擧ぐるに努めます結果、其の行政に付、
内外に在て其の結果の獲得に誠心誠力致しました者に對しまして

府政國常本日大

は、當然之を褒美し仰るも之申さねはならぬと考へて居ります。
其の事蹟等に附著なる者に付しましては、更に或は勲章或は記念章、
或は褒賞條例に基く褒章、褒賞等の御下賜を御願致すことを爲るのであります。

「父國へは陸海軍に有益なる技術上の發見發明を致した者の如
き、其の發見發明が高度の軍事技術に適しまする結果、其の發
見發明の内容は陸海軍部外に知らしむることは絶對に避くべく、
都内に於きましても極めて小範圍の者以外に之を知らしむるこ
とを得ませんので榮典の授與を御願する爲の趣旨を進むること
も、相當長半月に亘つて出来まい場合があります。此の如き者
に付しましては、技術有功章の勲罰定を仰いで置きまして、陸
海軍大臣限りに於て一概の裁量を放すこととしたのであります。」
（註）として此等の表彰を受け貢献を應用する者は、國家の爲相當の

大日本帝国政府

勅諭を致して居りまするから、多かれ少かれ、榮典の授與を仰ぐ原因
因に爲ります様の事例があるのは内めないのでありますか、勅諭自
體は上御一人より頒るものでなく、行政を御横け頒つて居る各大臣
が授與被しますものであり、勅諭典自體でないこ考へて居ります。

尚、政府は此の趣旨を以ちまして、勅諭自體の形式も榮典の勅諭、
記念章等とは成る丈け勅諭の類似を避けて居ります。

(尚、多少諱を諱にするものに傷痍軍人記章あり。其の趣旨は
傷痍軍人は、戦場の爲め大の犠牲を拂ひたるものにして、
軍人優遇の立場より、榮典以外の誠實的褒美を相當程度與
へある所、斯かる特典を與へらるる者たることを明かにす
るに仕り。)

卷之三

大日本帝国政府

各從軍記章令授與範圍調					
從軍記章種別	授與範圍	備考			
● 從軍記章 明治十八年四月十日 勅令第百四十三號	從軍記章ハ將卒ノ別ナク軍功ノ有無ヲ論セス 乳旋ノ後從軍セシ職ニ之ヲ賜フ。	第三條 從軍記章ハ左ニ掲タル者ニ授與ス 一 明治二十七年二十八年ノ戰役ニ於テ大本營ニ從屬シ又ハ出征軍ニ編入セラレ戰地ニ在リシ者 二 同役ニ於テ出征軍ニ編入セラレサルモ 戰地ニ在テ車駕ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬若クハ文官	俱備役人夫ノ類ハ授與ノ限ニ在ラス 第四條 第三條ニ掲タル者ニ該當セスト雖同	備考	
● 從軍記章 明治二十六年從軍記章 明治十八年十月九日 勅令第百四十三號	從軍記章ハ將卒ノ別ナク軍功ノ有無ヲ論セス	第三條 從軍記章ハ左ニ掲タル者ニ授與ス 一 明治二十七年二十八年ノ戰役ニ於テ大本營ニ從屬シ又ハ出征軍ニ編入セラレ戰地ニ在リシ者 二 同役ニ於テ出征軍ニ編入セラレサルモ 戰地ニ在テ車駕ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬若クハ文官	俱備役人夫ノ類ハ授與ノ限ニ在ラス 第四條 第三條ニ掲タル者ニ該當セスト雖同	備考	
● 從軍記章 昭和十四年七月廿七日 勅令第四百九十六號	青銅	圓形徑三楓トシ表面ニ菊御紋 八咫鳥、軍旗、軍艦旗、瑞雲及光ノ圖フ鑄出シ裏面ニ山、雲及波ノ圖フ鑄出シ支那事變ノ四字ヲ識ス	青銅 表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識	青銅 表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識	青銅 表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識
● 從軍記章 昭和十九年七月廿二日 勅令第二百二十五號	青銅	圓形徑三楓トシ表面ニ菊御紋 八咫鳥、軍旗、軍艦旗、瑞雲及光ノ圖フ鑄出シ裏面ニ山、雲及波ノ圖フ鑄出シ支那事變ノ四字ヲ識ス	青銅 表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識	青銅 表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識	青銅 表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識
● 從軍記章 昭和六年乃至九年 事變從軍記章 昭和七年七月廿二日 勅令第二百二十五號	青銅	圓形徑三楓トシ表面ニ菊御紋 八咫鳥、軍旗、軍艦旗、瑞雲及光ノ圖フ鑄出シ裏面ニ山、雲及波ノ圖フ鑄出シ支那事變ノ四字ヲ識ス	青銅 表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識	青銅 表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識	青銅 表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識
● 從軍記章 昭和四年十一月六日 大正三年乃至九年 事變從軍記章 昭和六年十月十日 勅令第二百二十一號	銅	圓形中空徑一寸五分直上元ニ菊御紋 化成ノ父架下部兩側ニ菊御紋及海軍軍記章 三四年後ノ七文字ヲ識ス但ヘス 大正九年二月以後ニ於テ受諾ス 大正三年乃至九年戰役ノ文字識ス	銅 表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識	銅 表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識	銅 表面ニ從軍記章ノ四字ヲ識

大日本帝国政府

●

明治二十一年從軍記章

明治二十一年四月十一日

勅令第百四十二號

第三條 従軍記章ハ左ニ掲タル者ニ授與ス但シ
ハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルヘシ

- 一 戰ノ軍勢ニ從事シタル者ニ授與ス但シ
ハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルヘシ
- 二 戰地ニ在リテ軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬及文官之ニ準スヘキ者
- 三 戰地ニ在リテ軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬及文官之ニ准スヘキ者
- 四 特別ノ任務ヲ受ケテ戦地ニ往復シタル陸海軍軍人軍屬及文官、内地ニ在リテ事變ニ成スル軍務ニ從事シタル陸海軍軍人軍屬、内地ニ在リテ病傷者ノ救護ニ從事シ

大日本帝国政府

タル軍送信病院船ノ船員

前項第一號及第二號ニ依ルヘキ者ハ明治三十
三年六月十一日ヨリ明治三十四年六月一日迄、
第三號及第四號ニ依ルヘキ者ハ明治三十三年
六月十一日ヨリ明治三十三年十一月三十日迄
ノ間ニ於テ之ニ該當スル者ニ限ル

第四條 従軍記章ハ帝國ノ軍隊並給ト聯合シタ
ル外國ノ軍隊艦船所屬ノ軍人軍艦ニモ授與ス
ルコトアルヘシ

●明治二十八年從軍記章

明治二十九年五月三十日

勅令第五十一號

第三條 従軍記章ハ左ニ掲クル者ニ之ヲ授與ス
一 戰地ニ在リテ軍隊ニ從軍シタル陸海軍軍
人軍艦及文官
二 戰地ニ在マサルモ動員部隊等ハ戰時特許
部隊船等ニ編入セラレ又ハ戰役ニ參入スル

大日本帝国政府

陸海軍官用船舶ニ配置セラレタル陸海軍
軍人軍屬

三 特別ノ任務ヲ受ケテ戦地ニ往復シ又ハ戦
地以外ニ在リテ戦役ニ關スル軍務ニ從事
シタル陸海軍軍人軍屬

四 戰地又ヘ内地ニ在リテ陸海軍ノ監督ヲ受
ケ傷病者ノ救護ニ從事シタル者

五 戒仗ニ附スル陸海軍官用船舶又ハ病院船
ノ船員

第六條 東洋ニ補助シ功績アル者及許可ヲ得テ
從軍シタル者ニハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコ
トアリベシ

第七條 従軍記章ハ運送人夫ノ頸及之ニ准スヘ
キ下級船員等ニハ之ヲ授與セス且シ特種ノ軍
務ニシ功績アル者ニ限リ特ニ之ヲ授與スル

大日本帝国政府

●大正三年乃至九年戰役從軍記章

大正四年十一月六日
勅令第二百三號

コトアルヘシ

第三條 從軍記章ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ之ヲ授與ス

- 一 戰地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關スル特別ノ任務ヲ受ケテ戰地ニ往復シタル者
- 二 戰地ニ在マサルモ勤員部隊ハ戰役ノ爲臨時編成シタル部隊ニ編入セラレ又ハ戰之ニ關スル軍務ニ從事シタル海軍軍人等
- 三 民衆ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官員船員又ハ病院船ノ乗組船員
- 四 戰海軍官員ノ監督ヲ受ケ戰役ニ關スル者
- 五 者ノ救護ニ從事シタル者

大日本帝国政府

簡卽各職ノ一二當ハル者ト雖備役人夫ノ頃
父ハ之ニ準ヘテ下級階級等ニ在リテハ特殊
ノ軍功ニ服シ且功績アル者ニ非サレバ從軍記
章ヲ授與セス

第四陸 戰役ニ關スル軍務ヲ幫助シ特ニ功績ア
ハ者又ハ計略ヲ得ア従軍シタル者ニハ特ニ從
軍記章ヲ授與スルコトアルヘシ

●昭和六年乃至九年事

要後軍記章

昭和九年七月廿二日

●支那事變從軍記章

昭和十年四月二十日

勅令第百八十八號

閣議上程前總理大臣内奏、際、說明

大日本帝国政府

内閣總理大臣 大東亞戰爭從軍記章令案に就て

大東亞戰爭も開戦以來既に二年有餘を経まして死殲者にして行賞の恩命に浴しました者は八萬人に達して居りますので從來の戰役事變の例に倣ひ大東亞戰爭從軍記章の御制定を御願申し度いと存する次第で御座います。

先づ從軍記章の名稱は戰爭の呼稱に關する閣議決定に基きまして大東亞戰爭從軍記章と致し、其の圖式は章表面に農くも御紋章に八方の光線を配しましてあめがしたもの悉く御機威に浴する意義を表はし、更に太刀を以て隊旗軍を、櫻花を以て將卒の忠勇を表はし併せて忠勇なる陸海軍將卒が戰爭に從事せることを示し度いと存じます。尙章裏面は備に入東亞戰爭の文字を識し、紐表面は曲玉曾玉丸玉を連ねた圖

大日本帝国政府

と致し飾版にも亦従軍記章なる文字を識します。綬は織地幅三糪六耗
中央緑色其の左右内側より各崩黄色納戸色濃桔梗色とし、しやうぶ(菖
蒲)の色を表さんと存じます。記章の材料に就きましては従来は主と
して銅を用ひましたが此度は錫を以て之に充て度いと考へて居るので
御座います。擬従軍記章の授與の範囲に就きましては先の昭和六年乃
第九年學徒及支那事變の各従軍記章に於けると同様に第一は従軍即ち
一戰地で従軍致しましたる軍人軍屬及文官、二戰地には疎まないが従軍
致しましたる軍人軍屬及文官、三従軍致しましたる陸海軍官用船舶又は
汽船の乗組員、陸海軍の監督の下に戦傷病者の看護に從事したる者
には必ず之を授與し第二は軍務を輔助し特に功績ある者又は許可を得
て良軍武した者は場合に依り之を授與することに定め度いと存ずる

府政國常木日大

ので御座います。

然しながら從來とても第一に敵當する者の中「傭役人夫ノ類又ハ之ニ
準ズベキ下級船員等ニ在リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非レ
バ從軍記章ヲ授與セズ」と教し榮譽の種類に依つて功績の低い者には
之を授與せざる旨の規定が御座いまして、此度も此の方針で參り度い
と存じまするが何分にも、其の用語は總力戦下の今日觀方に依りまし
ては精過當でないと想はれまする節も御座いますので此の點を改正致
し第一に該當する者でありますても先づ其の乗務の種類を見次に功績
の程度を斟酌致しまして從軍記章を授與せない場合がある旨の規定^を置
き度いと存するので御座います。

而して大東亞戰爭從軍記章の授與人員は六百萬人以上と推定致し豫算

大日本帝国政府

他の軍團を用意致し居る次第で御座います。

尚大東亞戰爭軍記章令を御制定願ひましたるときは之に伴ひまして
支那事變軍記章令支那事變記念章令に付き必要なる改正をも御許し
願ひ居いと存します。即ち、支那事變有賞の獎令日附即ち昭和十五年
四月二十九日以後支那事變、大東亞戰爭の兩者に關與して功績ある者
は兩者正統合一括して大東亞戰爭有賞を實地致し度い方針で御座いま
す。之に照應致し石の著には大東亞戰爭從軍記章のみを授與するが
誠當旨いたる所存しまして昭和十五年四月二十九日以後從軍す
るにあつては、將來大東亞戰爭從軍記章と交換せらるゝ者には支
那事變軍記章は不使用される旨、支那事變從軍記章令を改正致し
、支那事變記章に改めてる所存には支那事變從軍記章を授與せ

府政國常本日大

らるゝ者には之を授與せざること、相成つて居りますので昭和十五年四月二十九日以後支那事變の遂行に關し特別の貢獻を爲すに至つた者の支那事變、大東亜戰爭の兩者にも從軍し前述の行賞方針に依り大東亞戰爭從軍記章を授與せらるゝ場合には仍ほ支那事變從軍記章を授與せらるゝ場合と取扱を審しく致し支那事變記念章を授與せざる旨支那事變記念章を改正改し重いと存ずる次第で御座います。

枢密院書記官一要件書立同様に機密文書等の資料
(國ハ政府側ノ覺止極ニナリヤ)

大日本帝国政府

支那事變記念章令中改正案ノ補足説明（枢密院書記官ノ要請）

（因り送付シタルモナ）

昭和十五年四月二十九日以後支那事變及大東亞戰爭ノ兩者ニ關與シ功
績アル者ニ酬シテハ兩者ヲ綜合一括シテ行賞ヲ實施スル旨ノ方針ニ照
應シテ支那事變大東亞戰爭ノ兩方ニ關與セル場合ニ付テハ從軍記章ニ
在リアヨ昭和十五年四月二十九日ノ前後ヲ以テ時期ヲ區分シ其ノ前ニ
ト從軍シ且其ノ後支那事變及大東亞戰爭又ハ大東亞戰爭ノミニ從軍シ
タル者ニハ支那事變及大東亞戰爭ノ從軍記章ヲ授與スルモ昭和十五年
四月二十九日以後ノミ從軍シタル者ハ假令支那事變及大東亞戰爭ノ兩
者ニ從軍スルモ大東亞戰爭從軍記章ノミヲ授與スルア適當ト認メタル
ト、記念章ニ在リアハ從軍記章ヲ授與セル者ニハ之ヲ授與セザルニ
トトナシタルヘ支那事變記念章令第三條但書一トニ鑑ミ、支那事變及

大日本帝国政府

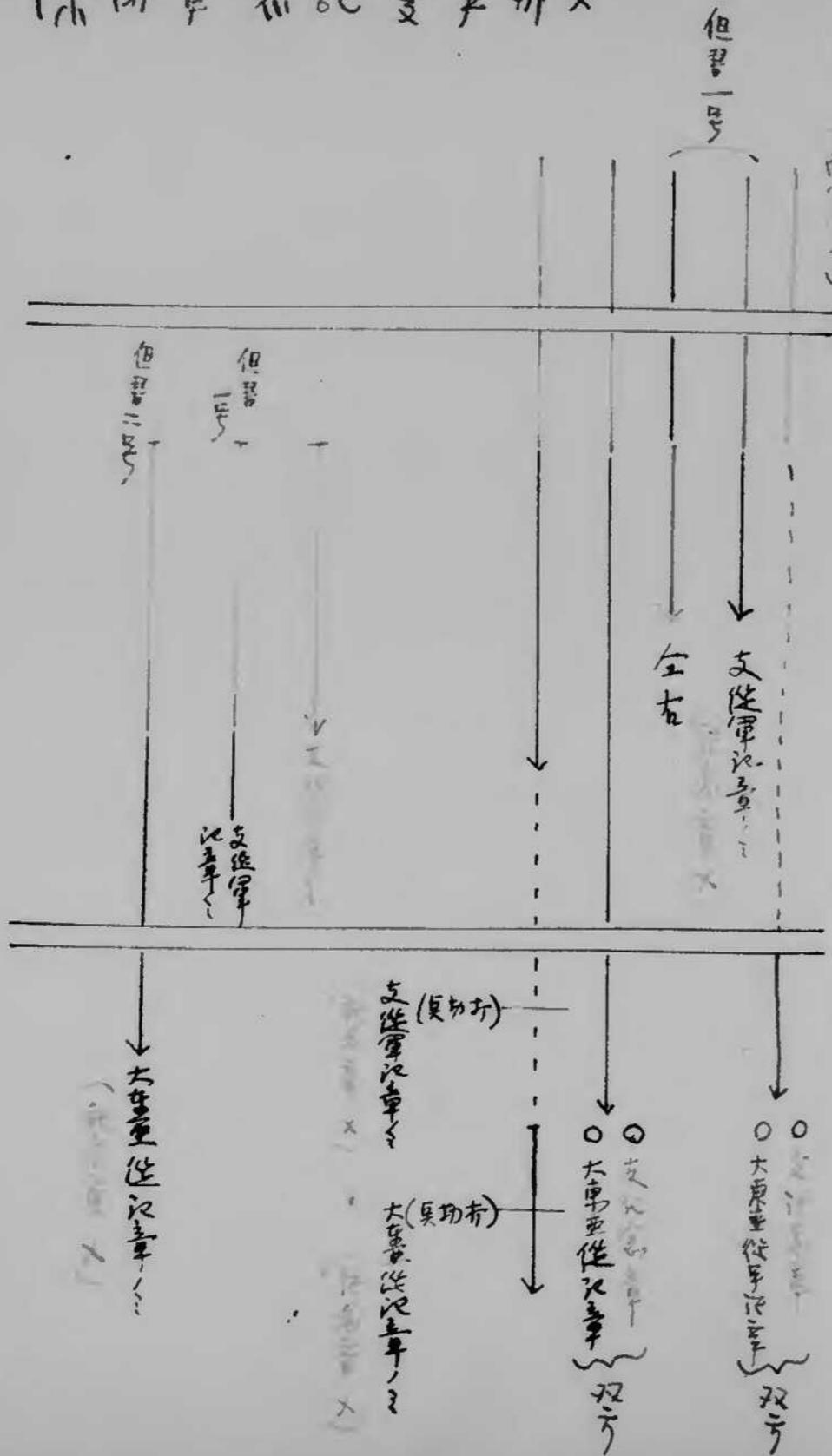
大東亞戰爭ノ各軍記章、支那事變及將來制定サルベキ大東亞戰爭ノ
各記念章相互間ニ在リテ昭和十五年四月二十九日ノ前後ヲ以テ時期
ツ區分シ右同一期間内ニ於テハ從軍記章ヲ授與セラレタル者ニハ記念
章ヲ授與セズ即テ支那事變及大東亞戰爭ノ從軍記章及記念章四個ノ内
ヘ大東亞記念章ノ御制定ヲ仰グモノトシテ一何レカ一個ヲ授與シ右兩
期間ニ屬與シ且後期ニ於テハ大東亞戰爭ニモ屬與スル者ニハ從軍記章、
記念章ノ四個ノ内何レカ二個ヲ授與セラルルヲ以テ適當ナリト認メ之
ガ故支那事變記念章及支那事變記念章令ノ改正ヲ爲サントス。從テ
昭和十五年四月二十九日以後始テ支那事變遂行ニ關シテ特此ノ貢
誠アムスニリタクシムハ其ノ後大東亞戰爭ニ從軍シ大東亞戰爭從
軍記章ヲ授與セラルコトキハ支那事變記念章ハニヲ授與セラルコト

大日本國省政府

トシ

昭和十五年四月二十九日前既ニ支那事變遂行ニ關シテ特別ノ貢獻ヲ
爲シタル者ニハ其ノ從軍記章ヲ授與スルヲ適當ト認ム
與セラルモ支那事變記念章ハ之ヲ授與スルヲ適當ト認ム

支那事記念章向由保



枢密院本會議用一問一答

(實力主義の主張、東西の諸國の立場、風潮などを記載する。)

大日本帝国政府

一
明治十九年二月十四日林密院
木云義利。但シ有向力多至
公私ニ使用三名モナウ一。

大日本帝国政府

大東亞戰爭軍記章制定の理由及時期如何。

大東亞戰爭は開戦以來既に二年有半を経まして死没者にして行賞の
員命に届し生した者も八萬人餘（昭和十九年六月十日現在）に達し
て居ります。同様として支那事變從軍記章の例に倣ひ茲に大東亞戰
爭從軍記章の御制定を仰ぎ先づ是等の人々に授與せらるゝやう奉勅致
し要いと存ずる次第で御座います。

御々從軍記章は舊くは膺ね戰役事變の終了を俟つて御制定に相成
つて居たのであります。然し戰役事變が次第に長期間なるの傾向を示
するやうに成り更に現状では已れを得ざること多く存じます。（總

大日本帝國政府軍記章制定理由及時期

制定ノ理由及時期

昭和十四年七月御定

支那事變從軍記章

府政國帝本日大

大日本帝国政府

素性

大車亞牌軍事記章の素材は如何。

木材を錫とし（九三パーセント）に少量の亜鉛（七パーセント）を
加えをものと致しました。前車の軍事記章は明治八年制定のものが銀
を外側又は表面でありますか銅は戦時下軍需品として大切であり
ますので錫と改めました。

其の所費は一箇月約一〇万、六百萬個分として工費減を含め資本
として賃一九八四英鎊は一九頓税を要する見込であります。

大日本帝国政府

軍記章の授與範圍如何特に第三條第二項に就き承はり度し。

授與範圍は既來のもの即ち昭和八年乃至九年事變從軍記章、支那事變從軍記章に於けると同一であります。即ち

第一に、戰地に歸ふ直軍致し又は軍務を受けて戰地に往復致しましたる軍人軍屬又は官吏、戰地に歸まないが戰爭の爲編成したる部隊に編入せられ又は戰軍に關する軍務に從事致しましたる軍人軍屬、戰軍に關する軍務に從事致しましたる陸海軍官用船舶又は病院船の乗組員、陸海軍の監督の下に戰艦等者の被謫に從事したる者に對しては免却として之を授與せらるゝ前をとり、

第二に軍務を幫助して功績著る者又は許可を得て從軍した者には堪合に成り之を授與することある旨規定致して居りますて

大東亞戰爭從軍記章も此のうち新規製することを致しました然し

大日本常國政府

方か、從來前述第一の何れかに該當する者でありますても、一従役人夫ノ類又ハ之ニ准ズベキ下級船員等ニ存リテハ特殊ノ軍務ニ服シ且功績アル者ニ非ザレハ從軍記章ヲ授與セズ」と規定し例外として授與せざる者あることを定めて居りまする點に付きましては此の方針は變更致さないのでありますか唯右の條文は其の措辭が觀方に依りまして體力戦の現下稍適當ならずと存ぜられる節々も御座いますので、此の度は「其ノ業務ノ種類及功績ノ程度ニ依リ從軍記章ヲ授與セザルコトアルベシ」と書き改め之が運用に於て先づ業務の種類を見て例へば前記の従役人夫は之に準ズベキ下級船員等に在つては、更に功績の程度をも斟酌して功績なき場合には從軍記章を授與せざることがあるやうに致し度く有じます。要之授與の範圍に就きましては從軍と毫も變更は致さない考であります。

大日本帝国政府

支那事變軍記章合改正の理由如問。

大東亞戰事の功勞に伴ひ、支那事變有賞命令附たる昭和十五年四月二十九日以後支那事變に關係し功績ある者の有賞は大東亞戰役に屬する功績に統合一括して賞與する方針が決定されました。一昭和十七年一月十四日閣議決定、同年九月二十六日裁定軍人軍屬死被者賞與内規第一條「此の賞與方針に照應改しまして右の者には支那事變軍記章を授與する大東亞戰役に關係する事務課長以下に於けること」が詔諭と認められてます。同様に「同月二十九日以後支那事變軍記章令第三條第一項の賞與の一部改訂するに至りたる者、大東亞戰役軍記章を授與せらるる者は支那事變軍記章不授與せることに又正當に認可し

大日本帝国政府

支事務官の改正理由。

本件は既に改訂事務官に附せらるゝ旨に依之を改與せ
べし。又相應つて舊有者にて同書（即ち前書）に付する
旨以て改訂の旨に付し前項の貢獻をなすにつた旨（同
旨第2項本文）に付し、又前款の記載を改めらるゝ場合には
もとより改訂の旨を付せしむるゝ所とへ改めし。又此の旨
は既に改訂事務官に付せらるゝ旨に依り改めて改訂の旨
を改めし。又改定の旨を付せらるゝ旨に依り改めて改訂の旨

府政國帝本日大

大日本帝国政府

大東亞戰爭百日の状況如何

大東亞戦争に關するては、昭和十七年一月十日、戰役行賞を實施する
こと及昭和十五年四月二十九日以降支那事變に關し功績ある者の行賞は
之を大東亞戦役に關する功績に繫合一括して實施することに方針を決定
致し、同年九月二十六日には大東亞戦争軍人軍屬死没者賞賜内規を御初
定し、同年一月十二日賜錦仰揚に伴ひ前記内規
故士勲章(正二位)の授贈昭和十九年一月十二日賜錦仰揚に伴ひ前記内規
の御改正を命ぜたるに基き現在迄實發令の懸念に沿したる者は
伊六〇、四五八、渾軍二三〇、一人官計八二、一七八人に達して居りま
す、(昭和十九年六月一日調)

大日本帝国政府

支那事變有官事務並其狀況如何。

支那事變論功行賞は生存者に付ては昭和十五年四月二十八日で第一次功績期間の締切を以し陸海軍關係は概ね終了文官關係も相當進捗致して居りまして賞格功勞以上即ち賜金又は之に代る賜杯を授與せらるる者以上陸軍關係約二七七萬、海軍關係約二二萬、文官關係三萬であります。此の外に死戦者については昭和十五年四月二十八日迄の者は勿論其の後大東亜戰爭開始の者も陸海軍人軍屬は概ね終了し總數陸軍一九萬六千、海軍六千を越して居ります。

大日本帝國政府

支那事變に付さる上は前題十五年四月二十八日迄の功績に付て行賞を
付加するに付し御政したるところの段大東皇戰戦功發致しまして其
の原復有成城不尋常として稱に留目貢士御顯致の上御詔と記められる
に至りまことにそこで昭和十九年四月二十九日以降和十六年十二月七
日より其の付加賞に付さるに付して此處に行賞する意義がないと認
められん。

府政國帝本日大

顯功章と日本書院の實業

徐公子集

新嘉坡
彭家致
大吉

府政國常本日大

大日本政府の文書卷之三

府政國帝木日大

府政國帝日本大

參照

官吏勳勞書體令

明治十九年二月
勅令第七十六號

(總理大臣勅令)

第一條 官吏一員、特異貢更其ノ他ノ各職職員ヲ獎勵ス以下同ジ
ハ各部事ハ其ノ部屋ニシテ授賞ノ功勞アリタルモノヲ表彰スル爲
旨也。但シハ勳功、各職又ハ其ノ部屋ニ對シテハ既功狀ヲ授與
スル事ト可也。
第二條 勳功賞、等級及勳式賞ニ類似狀ノ様式駁轉ノ如シ
第三條 勳功賞、等級賞、勳狀ノ授賞ハ所管大臣ノ申牒ニ依リ内閣總理大臣
様之裁可。
第四條 勳功賞ヲ授與セキレタル時又ハ其用ノ功勞等ニ無當ナルニ
アルトキハ内閣總理大臣之上處スルモノトス

6

種 別

材圖章式

角
片

卷幅
由一
英寸

軍事艦艇ト父又シタル圖、裏面ニ明治二十七八年從軍記章ノ
一字ヲ識ス。敵軍ヨリ奪還シタル大ノ。金タバア製造ス一。
御怪一寸表面ニ菊御紋及鳳凰銅、甚ノ屬ヲ出シ中央ニ從軍記章銅、甚ノ四ナク識ミ裏面ニ大日本帝國事變、治二七年ノ一字ヲ識ス。字ヲ識ス。

一寸
中快結
人三右

府政國常木日人

從軍記草稿別	授與範圍	備考
● 從軍記草 明治八年四月十日 太政官布告第十四號	從軍記草ハ將卒ノ別ナク軍功ノ有無ヲ論セス 亂誕ノ役從軍セシ優ニ之ヲ賜フ	
● 明治二十七八年從軍記草 明治十八年十月九日 勅令第百四十三號	第三條 従軍記草ハ左ニ掲タル者ニ授與ス 一 同治二十七年二十八年ノ戰役ニ於テ大 本營ニ從屬シ又ハ出征軍ニ編入セラレ 戰地ニ在リシ者	
二 同役ニ於テ出征軍ニ編入セラレサルモ 或處ニ在テ軍營ニ從事シタル總海軍軍 人軍屬若クハ文官		
但備文人夫ノ類ハ授與ノ限ニ在ラハ 事因後 第三條ニ掲クル者ニ該當セスト雖同		

名德草堂集

文鼎事務官軍記章

此形徑三釐十
ノ表面ニ菊御紋哥銅
八枚鳥、車旗、車輪旗、瑞雲表面ニ從
乃光ノ國ノ「出」字裏面ニ、軍記章ノ
寧乃波ノ國ノ「出」字文那事變「出」字ヲ識
ノ四字ヲ識ス

背銅表面、機地幅三種六
及裏面、其ノ左右
臺ノ日蔭中央乃
出國色、内側ヨリ各紅
トス戸色、香色、稍
濃桔梗色

昭和六年乃至九年
事變年曆記

鐵道幅三
右内側ヨ各
黄色、褐色江
紅色、其ノ左
板、シ中矢及
六

大日本帝国政府

明治二十一年從軍記章

明治二十一年四月二十一日

勅令第四百四十二號

役ノ軍務ニ從事シ若クハ之ヲ幫助シタル者ニ
ハ特ニ從軍記章ヲ授與スルコトアルヘシ

第三條 從軍記章ハ左ニ掲クル者ニ授與ス但シ

備役人夫ノ類ハ此ノ限ニ在ラス

一 戰地ニ在リテ軍務ニ從事シタル陸海軍軍
人車屬及文官並之ニ準スヘキ者

二 戰地ニ在リテ病傷者ノ救護ニ從事シタル
者

三 戰地ニ臨マサルモ戰時編制部隊ニ編入セ
ラレタル者

四 特別ノ任務ヲ受ケテ戰地ニ往復シタル凡
海軍軍人車屬及文官、内地ニ在リテ事變
ニ關スル軍務ニ從事シタル達海軍軍人車
屬、内地ニ在リテ病傷者ノ救護ニ從事シ

大日本帝国政府

タル達成病院船ノ船員

前項第一號及第二號ニ依ルヘキ者ハ明治三十三年六月十一日ヨリ明治三十四年六月一日迄、第三號及第四號ニ依ルヘキ者ハ明治三十三年六月十一日ヨリ明治三十三年十一月三十日迄ノ間ニ於テ之ニ就當スル者ニ限ル

第四項 従軍記軍ハ帝國ノ軍隊蓋船ト聯合シタル外國ノ軍隊は其所屬ノ軍人軍屬ニモ後異スルコトアルヘシ

第三條 従軍記軍ハ左ニ列クル者ニ之ヲ 徒歩ハ

●明治三十九八年 従軍記軍
明治三十九年四月二十一日

勅令第五十一號

二 戰地ニ在マセんモ將員部隊苦ハ戰時特務部隊船艇ニ編入セラレ又ハ戰役ニ屬ヘル

大日本帝国政府

國海軍用船相ニ配備セラレタル陸海軍
軍人軍艦

三 哨勤ノ任務ヲ父ケテ戰地ニ往復シ又ハ戰
地以外ニ在リテ役役ニ關スル軍務ニ從事
シタル陸海軍軍人軍艦

四 残又ヘ内地ニ在リテ陸海軍ノ監督ヲせ
ナ陸軍者ノ被處ニ從事シタル者

五 戰又一體スル陸海軍官用船船又ヘ疾院船
ノ船員

第六條 本令ニ附註シ切議アル者及許可ヲ寺テ
武事ニセキ者ニヘキニ陸軍記章ヲ授與スルコ
トアタマシ

第七條 本令記章ハ陸軍人夫ノ被處之ニ準スヘ
キアホニテ此ノハセキ、次第セテ五シ等級ノ軍
兵ニ該シ勳職アキ晉ニ及リ者ニテ、之ヲスル

大日本帝国政府

●大正三年乃至九年戰
役從軍記草

大正四年十一月六日

勅令第二百三號

コトアルヘン

第三條 従軍記草ハ左ノ各號ノ一ニ依テスル者
ニ之ヲ 訂正ス

一 戰地ニ在リテ軍務ニ從事シ又ハ軍事ニ關
スル特務ノ任務ヲ受ケテ戦地ニ往復シタ
ル陸海軍軍人軍屬及文官

二 戰地ニ在マセキモ勤員部隊ハ成文ノ爲
臨時編成シタル部隊ニ編入セラレ又ハ該
部隊ニ在マセキモ該部隊シタル陸海軍軍人
軍屬

三 取扱ニ關スル軍務ニ從事シタル陸海軍官
用衛生兵ヘハ既知ノ義理當員

四 陸海軍官員ノ在管ヲ之を設候ニ關スル事
件ノ外既ニ付與シタル者

大日本帝国政府

前項各號ノ一ニ該當スル者ト雖備役人夫ノ
又ハ之ニ準スヘキ下級官吏ニ在リテハ特殊
ノ職務ニ服シ且功績アル者ニ非サレバ從軍記
章ヲ授與セス

第四課 戦役ニ關スル軍務ヲ幫助シ特ニ功績ア
ル者又ハ其財ヲ得テ從軍シタル者ニハ特ニ從
軍記章ヲ授與スルコトアルヘシ

●昭和六年乃至九年事

前 同

●支那事變從軍記章

昭和九年七月廿三日

勅令第二百二十九號

昭和十四年七月二十七日

勅令第二百九十八號